

# 第 2 章 現況把握

## 2.1 計画条件の把握と整理

### 2.1.1 計画の背景と目的

国府台公園は、江戸川の左岸側に広がる下総台地の南西端にあたる国府台地区にあり、J R 総武本線市川駅から約 2.5 km、京成本線国府台駅から約 1.0 km に位置する供用面積約 7.3ha の運動公園（昭和 31 年に当初都市計画決定）である。周辺は千葉商科大学、和洋女子大学、国府台高等学校、国府台病院など公共施設が多く、さらにその周辺には住宅地が広がっている。

公園内には、屋外のスポーツ施設として、スタンド（観客席）のあるトラック 1 周 400m の陸上競技場及び野球場、テニスコートなどがある。また、柔・剣道場やトレーニング室を備えた体育館（2 館）などが整備されている。市内スポーツの中心的役割を担う施設の一つであり「市川市スポーツセンター」とも呼ばれている。

また、市川市では、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」を政策目標とし、市内の各地域に「総合型地域スポーツクラブ」育成を推進している。その第 1 号として、国府台公園を拠点とした「市川スポーツガーデン国府台」が平成 18 年に設置された。

さらに、公園内には下総国の総社（六所神社）があった場所に神社があった時代からの大ケヤキと下総総社跡の碑があり、「下総総社跡」として市指定文化財（史跡）に指定されている。

一方、古くからの運動公園であり、駐車場・オープンスペースの不足、施設率の基準超過、施設の老朽化、動線や空間構成が不明瞭であることなどが課題として挙げられる。

なお、平成 29 年 7 月に北市川運動公園（観覧席付テニスコート 12 面がメイン）が新たに開設され、全市的なテニスコートの検討の必要性が生じた。

以上のような背景から、国府台公園のスポーツ施設と公園の両面における機能充実及び向上、利用環境の整備を図るため、公園再整備のための基本的な計画を策定することを目的とする。

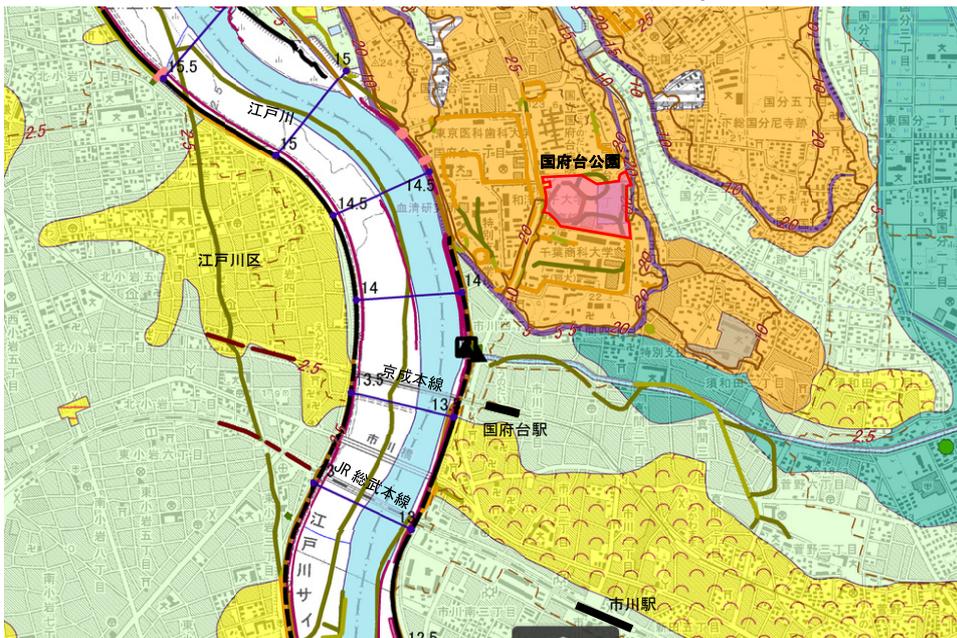


図 地形分類図

大分類/中分類	小分類	細分類	記号	
山地				
台地・段丘	段丘面	崖(段丘崖)		
		深い谷		
低地	山麓堆積地形			
	扇状地			
	氾濫平野			
	氾濫平野	後背湿地		
		微高地(自然堤防)		
	扇状地	氾濫平野	旧河道	
			旧河道(明確)	
旧河道(不明瞭)				
		落堀		
		砂州・砂丘		
人工改変地形		干拓池		
		埋立地・埋立池		
その他の地形等		切上池		
		連続盛土		
		天井川の区間		
	旧流路	視河遺・水面		
	地盤高線	補助高線		
	河川管理施設等	旧堤防	旧堤防	
		河川管理施設(許可工作物も含む)	堤防	完成堤防
暫定堤防				
			暫々定堤防	
護岸		河川工作物	水位観測所	
			流量観測所	
			水質観測所	
			雨量観測所	
			樋門・樋管	
		水門・欄干		
		排水機場		
事務所・出張所	事務所	事務所		
		出張所		
		距離標		

出典：国土地理院ウェブサイト ([http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc\\_index.html](http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html))

## 2.1.2 国府台公園の概況

公園名称	国府台公園（市川市スポーツセンター）		
都市計画	市川都市計画 運動公園 6・4・1 国府台公園 当初決定：昭和 31 年（1956 年） 計画決定面積：7.3ha 供用面積：7.3ha		
所在地	市川市国府台 1 丁目 6-4 電話：047-373-3111		
施設利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで（月曜日と祝日の翌日は午後 5 時まで）		
閉場日	毎月最終月曜日（祝日の場合は、前週の月曜日）、年末年始		
施設概要	<b>【陸上競技場】</b> （S28 年 竣工） 直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック、観客席 1,300 席、夜間照明（日本陸上連盟 4 種公認）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。		
	<b>【野球場】</b> （S25 年 竣工） 野球場 1 面、スコアボード（電子式）、観客席あり 1 月から 3 月までの期間は、芝生養生期間のため使用不可。 （現在は夜間照明設備なし）		
	<b>【テニスコート】</b> （平成 30 年時点の概況） ハードコート 3 面		
	市民体育館（S48 年竣工）	<b>【第一体育館】</b> ハンドボールコート 1 面（もしくはバスケットコート 2 面、バレーボールコート 4 面、バドミントンコート 8 面、卓球 26 台）、観客席 1,068 席、放送設備、冷暖房設備	
		<b>【第二体育館】</b> バスケットコート 1 面（もしくはバレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 12 台）、冷暖房設備	
		<b>【柔道場】</b> 柔道場 畳敷き（357 平方メートル）、冷暖房設備	
<b>【剣道場】</b> 剣道場 板張り（357 平方メートル）、冷暖房設備			
<b>【トレーニング室】</b> （フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等）			
駐車場	あり		
トイレ	あり		

国府台公園内の面積関係を整理すると以下のとおりである。

面積関係整理（測量結果図より図上求積）

	テニスコート9面時代		テニスコート廃止の場合		北側買収用地追加の場合 3,698㎡追加	
	面積 (㎡)	比率	面積 (㎡)	比率	面積 (㎡)	比率
公園全体	71,638	100.0%	71,638	100.0%	75,336	100.0%
運動施設 計	47,282	66.0%	40,910	57.1%	40,910	54.3%
球場	16,867	23.5%	16,867	23.5%	16,867	22.4%
陸上競技場	19,595	27.4%	19,595	27.4%	19,595	26.0%
市民体育館①	3,567	5.0%	3,567	5.0%	3,567	4.7%
市民体育館②	770	1.1%	770	1.1%	770	1.0%
テニスコート①	1,192	1.7%		0.0%		0.0%
テニスコート②	742	1.0%		0.0%		0.0%
テニスコート③	2,198	3.1%		0.0%		0.0%
テニスコート④	782	1.1%		0.0%		0.0%
テニスコート⑤	1,458	2.0%		0.0%		0.0%
プール	111	0.2%	111	0.2%	111	0.1%
建築施設 計	5,349	7.5%	5,349	7.5%	5,349	7.1%
球場西側倉庫	72	0.1%	72	0.1%	72	0.1%
球場西側トイレ	27	0.0%	27	0.0%	27	0.0%
球場バックスタンド	416	0.6%	416	0.6%	416	0.6%
球場東側トイレ	26	0.0%	26	0.0%	26	0.0%
陸上競技場スタンド等	320	0.4%	320	0.4%	320	0.4%
陸上競技場倉庫	128	0.2%	128	0.2%	128	0.2%
市民体育館①	3,567	5.0%	3,567	5.0%	3,567	4.7%
市民体育館②	770	1.1%	770	1.1%	770	1.0%
市民体育館東側トイレ	23	0.0%	23	0.0%	23	0.0%

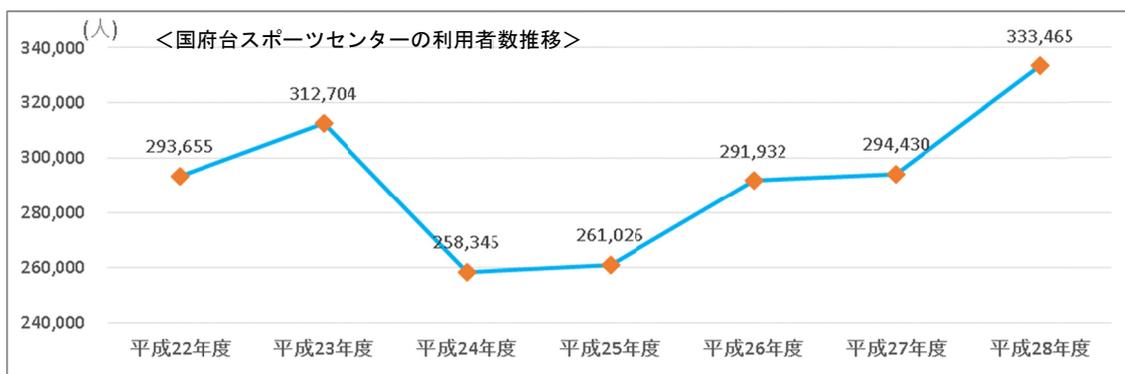


### 2.1.3 国府台公園の利用状況

国府台公園の年間利用者数は、平成22～28年度の実績が258,000～333,000人となっている。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>【国府台スポーツセンター】</b>							
<b>体育館</b>	人数						
第1体育館	51,379	63,166	63,211	63,704	67,938	66,127	40,370
第2体育館	19,939	22,445	24,204	26,675	26,386	26,192	28,222
柔道場	14,505	16,985	17,392	14,415	13,212	11,746	10,468
剣道場	17,411	20,310	20,748	18,817	22,416	20,173	21,905
会議室	0	0	0	0	0	0	0
トレーニング室	12,110	20,465	21,407	25,227	28,868	30,089	26,032
(教室)	7,004	7,944	14,193	12,198	13,173	14,591	15,885
(サタデー)	639	588	673	833	931	1,545	1,862
(総合型)	6,719	7,896	22,165	22,076	26,700	25,069	30,929
(免除)	14,953	14,779	14,015	14,652	19,898	21,315	26,765
小計	144,659	174,578	146,962	148,838	171,993	168,918	202,438
<b>有料公園</b>	人数						
野球場	20,174	20,912	19,781	18,554	17,339	19,266	15,194
陸上競技場	46,509	39,612	45,263	47,062	50,206	61,307	43,759
テニスコート	44,378	47,585	46,339	46,572	52,394	44,939	45,086
(サタデー)	3,866	2,038	1,928	2,344	3,545	4,246	3,850
(総合型)	1,751	1,185	1,354	1,883	2,663	2,204	2,886
(免除)	32,318	26,794	19,557	19,972	33,381	38,203	20,252
小計	148,996	138,126	111,383	112,188	119,939	125,512	131,027
<b>全体</b>	293,655	312,704	258,345	261,026	291,932	294,430	333,465
<b>【中国分スポーツ広場】</b>							
	人数						
	26,778	27,362	28,000	26,379	25,399	25,610	25,896
<b>【塩浜市民体育館】</b>							
	人数						
第1体育館	70,610	81,548	83,071	81,777	83,190	85,856	76,450
第2体育館	10,842	15,630	13,549	14,738	14,901	14,974	16,628
(教室)							
第1武道場	18,164	22,058	17,003	17,941	14,084	14,531	16,507
(教室)							
第2武道場	27,833	32,336	29,945	26,979	25,795	19,476	16,348
(教室)							
相撲場	1,415	1,120	1,400	1,387	654	1,539	1,111
第1会議室	3,054	3,442	3,390	4,126	3,426	2,192	2,679
第2会議室	347	6	16	22	54	10	139
トレーニング室	26,435	31,965	34,448	36,369	39,847	36,448	30,349
ジョギングコース	111	269	88	80	13	2	0
テニスコート	2,840	2,902	4,433	4,188	4,400	3,073	3,668
小計	161,651	191,276	187,343	187,607	186,364	178,101	163,879
<b>【青葉少年スポーツ広場】</b>							
	人数						
	8,282	11,825	12,042	14,175	13,697	14,759	24,057
<b>【信篤市民体育館】</b>							
	人数						
体育館	27,712	29,099	26,798	26,457	27,950	26,763	30,422
トレーニング室	10,202	9,395	13,481	15,293	16,433	13,658	10,542
小計	37,914	38,494	40,279	41,750	44,383	40,421	40,964
<b>合計</b>	528,280	581,661	526,009	530,937	561,775	553,321	588,261

出典：市川市スポーツ課資料



国府台公園の駐車場の利用状況（1日の延べ利用台数）を見ると、以下のとおりである。

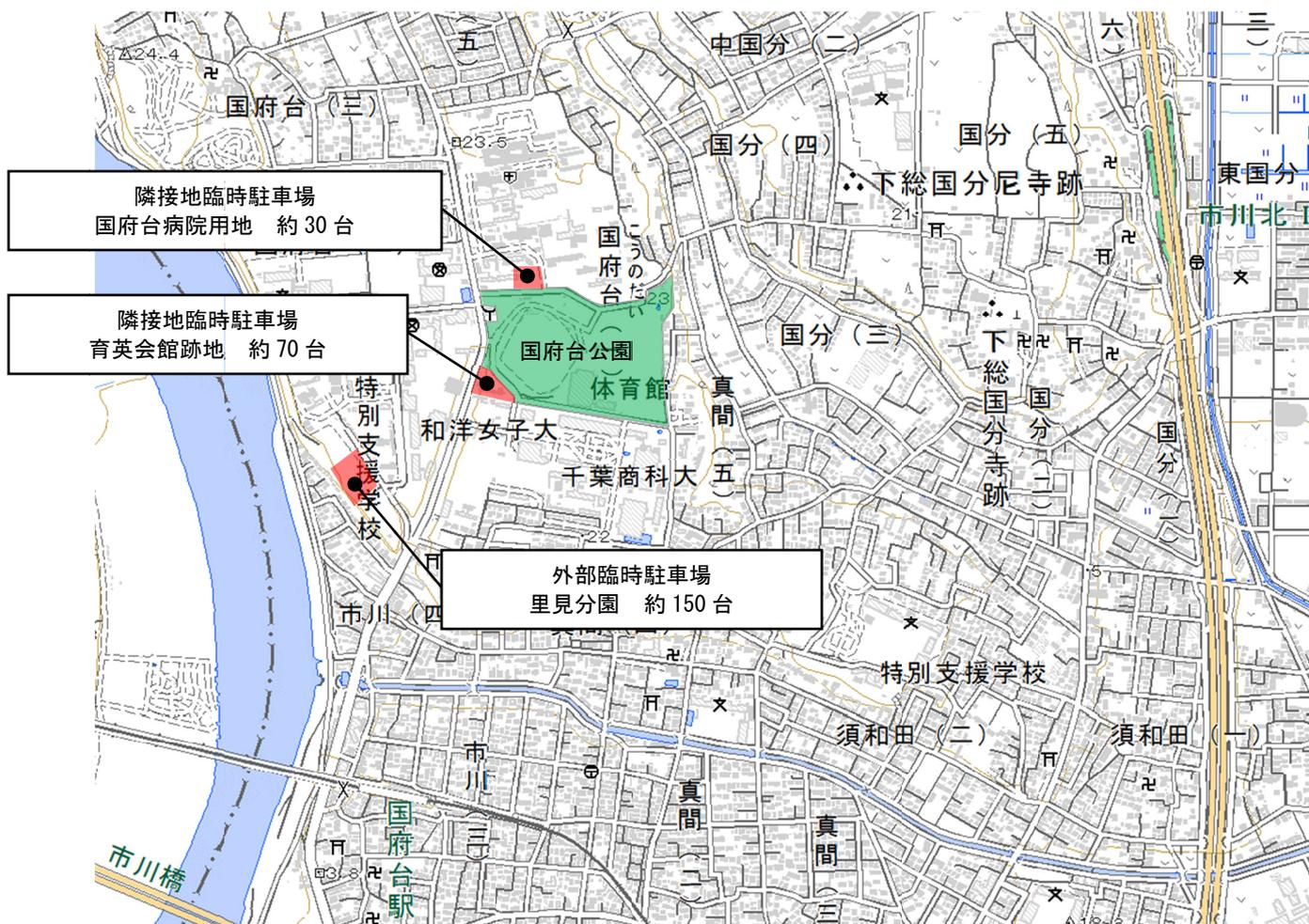
なお、79台：常設駐車場で運用可能、161台：常設駐車場＋公園隣接地の臨時駐車場で運用可能、329台：常設駐車場＋公園隣接地の臨時駐車場＋外部臨時駐車場で運用可能な台数の目安である（北側テニスコートを駐車場として整備前）。

月別駐車場利用台数（平成28年度）

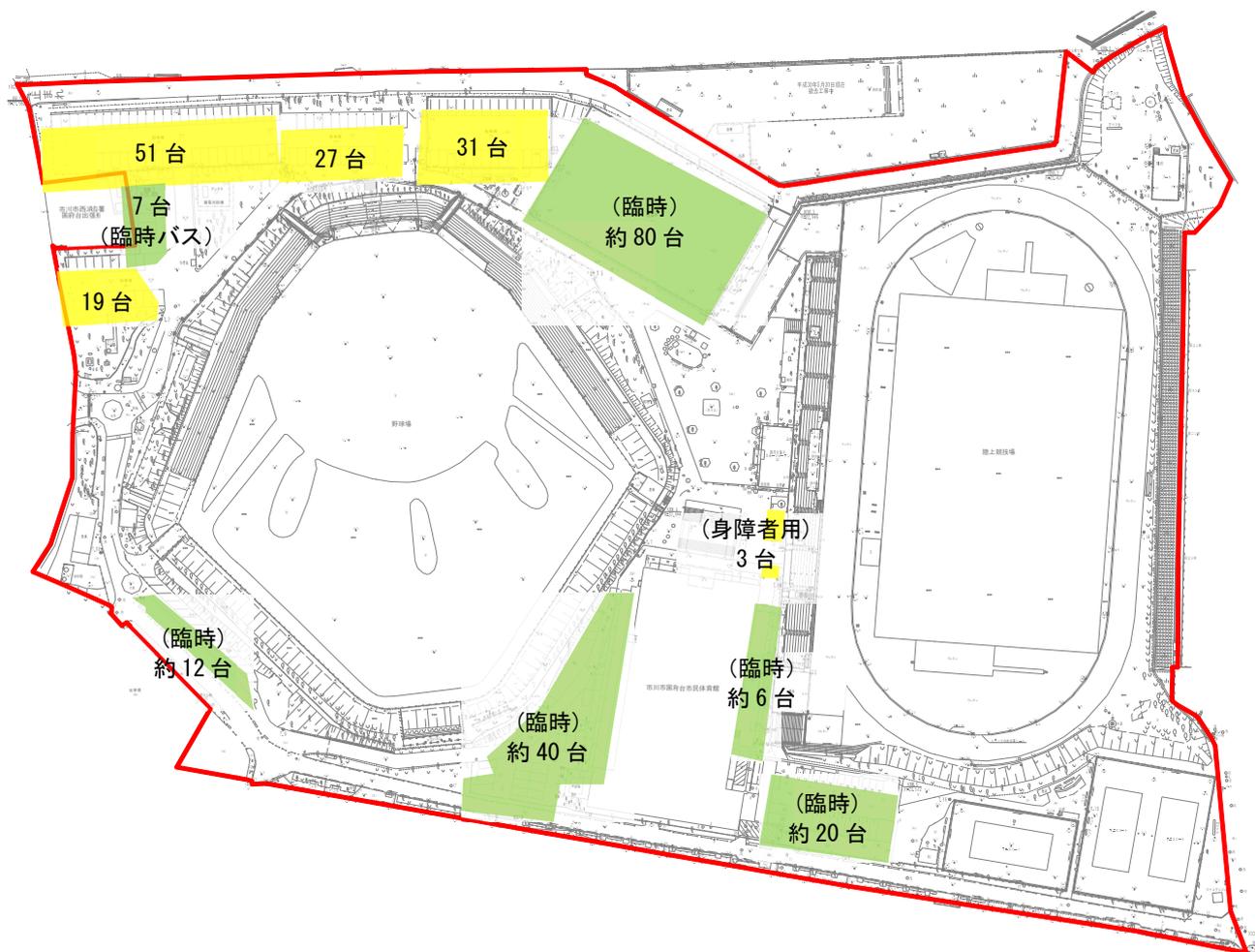
年月	68台以上の日数	79台以上の日数	161台以上の日数	329台以上の日数
H28.4	28日	25日	14日	3日
5	28日	27日	12日	2日
6	27日	26日	9日	2日
7	26日	25日	12日	1日
8	27日	26日	13日	2日
9	28日	26日	12日	0日
10	29日	26日	11日	3日
11	21日	18日	8日	0日
12	25日	17日	6日	0日
H29.1	18日	16日	0日	0日
2	21日	18日	3日	0日
3	22日	17日	2日	0日

出典：市川市スポーツ課資料

なお、公園隣接地の臨時駐車場、外部臨時駐車場は以下のとおりである。



現状（北側テニスコートを駐車場として整備後）の駐車場は以下のとおりであり、常設駐車場は約 128 台、臨時駐車場（公園内）は約 158 台および臨時バス駐車場 7 台、公園外の臨時駐車場（隣接駐車場、外部駐車場）は約 250 台、合計約 536 台+バス駐車場 7 台である。



#### 2.1.4 国府台地区および国府台公園の変遷

年、年代	できごと
先土器時代	人が居住し始めた
律令時代～近世	国府台に下総国府が置かれる。国府台公園付近は、奈良・平安時代から中世（1200年～700年前）にかけて、下総国の中心地であったと推測されている。
戦国時代	文明11年(1479年)：太田道灌が国府台に砦を築いたとされる。 天文7年(1538年)・永禄7年(1564年)：北条氏と里見氏が覇権を争った国府台合戦の舞台となった。
江戸時代	六所神社があり、「六所の森」とも呼ばれた。
明治19年(1886年)	陸軍教導団が国府台に置かれ、国府台公園付近は練兵場となる。
第二次世界大戦後	戦後、軍施設跡地は大学・病院など、練兵場跡は運動施設として整備された。
昭和25年(1950年)	野球場竣工
昭和28年(1953年)	陸上競技場竣工
昭和31年(1956年)	市川市 都市計画 運動公園 6・4・1 国府台公園として都市計画決定
昭和48年(1973年)	市民体育館竣工
平成18年度 (2006年度)	市川市スポーツ振興基本計画の策定
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北東部スポーツタウン基本構想の策定</li> <li>・北市川運動公園の整備構想が示される。あわせて、国府台公園の再整備に向けた検討の必要性が示される。</li> </ul>
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川市スポーツ振興基本計画見直し</li> </ul> 基本目標として「スポーツをする空間・場所の確保、充実」が示される。
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園法 市川市都市公園条例の改正</li> <li>・北側隣接地の交換の合意など国府台公園の再整備を推進する環境が整った。</li> </ul>

## 2.1.5 法的規制

法的規制としては、以下が挙げられる。

- ・都市計画区域内、市街化区域内
- ・都市計画用途地域：第一種中高層住居専用地域 建ぺい 60% 容積率 200%
- ・高度地区：第二種高度地区
- ・日影規制区域（範囲 5M～：4.0h、範囲 10M～：2.5h、測定水平面 4.0m）
- ・建築基準法第 22 条指定区域
- ・市川市景観計画区域
- ・宅地造成工事規制区域
- ・都市公園：6・4・1 国府台公園

国府台公園は、都市公園に指定されており、次のとおり「都市公園法」、「都市公園法施行令」で、都市公園内における建築物および運動施設の面積について、敷地面積に対する比率が規定されている。

平成 24 年の法改正で、法令の規定値を基本としながら、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で規制値を変更することが可能となり、市川市都市公園条例において、国府台公園の運動施設の面積比率は、60%に緩和されている（最終改正 平成 29 年 12 月）。

- ・文化財保護法：埋蔵文化財包蔵地

国府台公園付近は、前述のとおり歴史的に重要な場所であり、埋蔵文化財包蔵地に指定されており、再整備を進めるためには、遺跡の発掘調査が必要になる可能性がある。

掘削を伴う整備を行う場合は、新設・再整備を問わず、教育委員会が行う試掘調査を受ける必要がある。

	規定値	市川市条例での対応
①原則 建蔽率	2%	同値を条例で規定
②建蔽率：休養施設・運動施設・教養施設、公募対象公園施設等を設置する場合	+10%	同値を条例で規定
③建蔽率：教養施設又は休養施設のうち文化財保護法による国宝、重要文化財、登録有形文化財、景観法による景観重要建造物	+20% (①の+10%分を含む)	同値を条例で規定
④建蔽率：屋根付広場等高い開放性を有する建築物等	+10%	同値を条例で規定
⑤仮設公園施設(3ヶ月を限度として臨時に設けられる建築物)	+2%	同値を条例で規定
⑤運動施設面積の敷地面積に対する割合	国府台公園のみ 60%	国の参酌基準：50%

出典：市川市都市公園条例 最終改正：平成 29 年 12 月 22 日（市川市例規集）

<都市公園法>

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲内でこれを超えることができる。

<都市公園法施行令>

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、…(略)…を設ける場合

二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合

イ 文化財保護法…(略)…/ロ 景観法…(略)…/ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律…(略)…

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合

四 仮設公園施設を設ける場合

2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物(第一項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

7 国の設置に係る都市公園…（略）…

（公園施設に関する制限等）

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない。

<市川市都市公園条例>

（公園施設の設置基準）

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、国府台公園に係る当該割合は、100分の60とする。

追加〔平成24年条例42号〕、一部改正〔平成29年条例29号〕

## 2.1.6 バリアフリー基準

バリアフリーに関しては、「市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」及び同施行規則、千葉県が定める「千葉県福祉のまちづくり条例」がある。ここでは、公園における園路等に関わる主なものを以下に整理する。

表 園路等基準

項目	市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県福祉のまちづくり条例
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 120cm 以上 (90 cm 以上)</li> <li>車止めの間隔 90 cm 以上</li> <li>出入口に確保する水平距離 150 cm 以上 *</li> <li>出入口には段差を設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員は、120 cm以上 (90 cm以上)</li> <li>出入口からの水平距離 150 cm以上 *</li> <li>路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとする</li> <li>車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと</li> <li>必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること</li> <li>車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち一以上は、90 cm以上とすること</li> </ul>
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 180cm 以上 (120 cm 以上)</li> <li>縦断勾配 5%以下 (8%以下)</li> <li>横断勾配 1%以下 (2%以下)</li> <li>段差を設けない</li> <li>路面は滑りにくい仕上げとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 180 cm以上 (120 cm以上)</li> <li>縦断勾配 5%以下 (8%以下)</li> <li>3%以上の縦断こう配が 30 メートル以上続く場合、途中に長さ 150 cm以上、幅 180 cm以上の水平区間を設ける</li> <li>地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置する</li> <li>横断勾配は 1%以下 (2%以下)</li> <li>両側は、転落を防ぐ構造とする</li> <li>必要に応じて、手すりを設ける。</li> <li>路面は、滑りにくく、水はけのよい仕上げとする</li> <li>視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する</li> <li>縁石を設ける場合、切下げの有効幅員は 120 cm以上、段差は 2 cm以下、すりつけこう配は 8%以下とする</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを両側に設ける (端部点字表示) *</li> <li>回り段がないこと *</li> <li>路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>端と周囲で色調差をつけること</li> <li>つまずかない構造で、階段の両側に立ち上がり部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅員 120cm 以上</li> <li>段の上端に近接する園路及び踊り場に、注意換気用床材を敷設</li> <li>手すりを設ける</li> <li>回り段がないこと *</li> <li>路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>階段の両側には、立ち上がりが設けられていること</li> </ul>

※ ○m以上 (○m以上) : 基準値 (緩和措置)

\* 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

表（続き） 園路等基準

項目	市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県福祉のまちづくり条例
傾斜路スロープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段を設ける場合は傾斜路を併設すること</li> <li>・ 幅員 120cm 以上（階段併設の場合 90 cm 以上）</li> <li>・ 縦断勾配 8%以下</li> <li>・ 横断勾配は設けない</li> <li>・ 高さ 75 cm以内ごとに踏み幅 150 cm以上の踊り場を設ける</li> <li>・ 手すりを両側に設ける（端部点字表示）</li> <li>＊</li> <li>・ 路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>・ 傾斜路の両側には、立ち上がりが設けられていること</li> <li>・ 接続する通路と色調差をつけること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅員 120cm 以上（階段併設の場合 90 cm 以上）</li> <li>・ 縦断勾配 1/12 以下（傾斜路の高さが 16 cm 以下の場合 1/8）</li> <li>・ 高さ 75 cmごとに踏み幅 150 cmの踊り場を設ける</li> <li>・ 手すりを設ける</li> <li>・ 路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>・ 傾斜路の両側には、立ち上がりが設けられていること</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者用駐車施設を全駐車台数が 200 以下の場合、その台数の 1/50 以上、200 を超える場合は、その台数の 1/100 に 2 を加えた台数を設置する</li> <li>・ 駐車桟は、幅 350 cm以上とする</li> <li>・ 車椅子使用者用駐車施設の表示を行う</li> <li>・ 基準を満たす園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設ける</li> <li>・ 車椅子使用者用駐車施設は、出入口につながる経路ができるだけ短い距離となる位置に設ける</li> <li>・ 駐車桟は、幅 350 cm以上とする</li> <li>・ 車椅子使用者用駐車施設の表示を行う</li> </ul>

※ ○m以上（○m以上）：基準値（緩和措置）

＊ 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

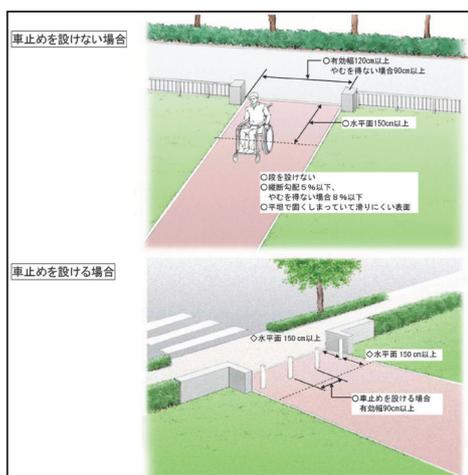


図 公園出入口

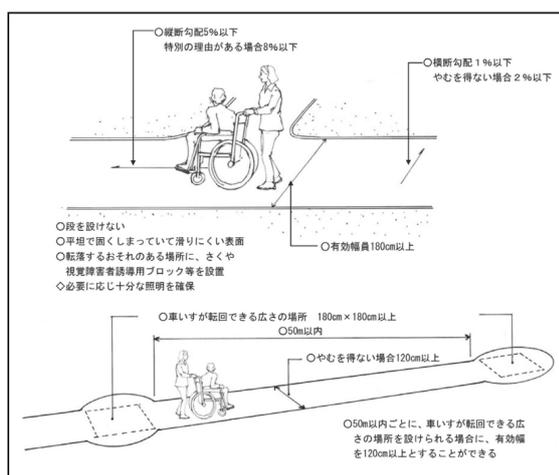


図 通路



(例) 手摺り

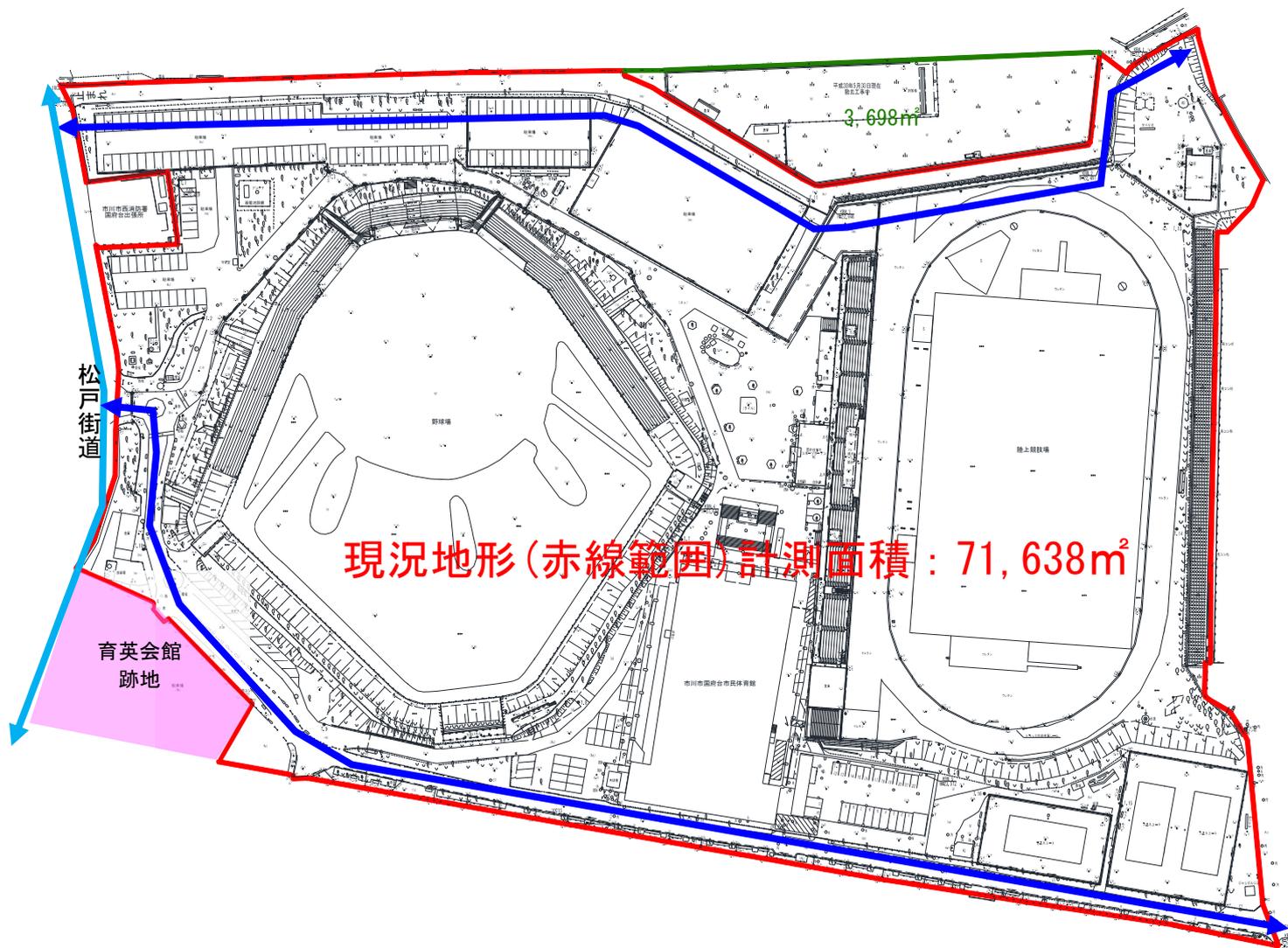
出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

### 2.1.7 計画条件の整理

- ・公園北側の千葉商科大学保有地（約 3,700 m<sup>2</sup>：右図の緑線の範囲）を市が取得（交換：右図ピンクの範囲の育英会館跡地と交換）し、公園用地として利用する。このため育英会館跡地は臨時駐車場として使用できなくなる。
- ・公園北側の園路は、上記用地の取得後、線形を改良する。この通路は現況で園路として位置付けており、公園面積を縮小しないため、線形改良後も生活道路としての利用を前提としつつ、園路として位置づける。
- ・陸上競技場、野球場、体育館、公園南側の桜並木、主要な植栽など、原位置を変更しない施設、現状を保全する範囲を検討する。
- ・国府台地区の地域で利用することを想定して、テニスコートの必要数を検討する。
- ・必要駐車台数の検討、駐車場配置の検討
- ・トイレの必要数、配置の検討
- ・陸上競技場は、ドクターヘリの臨時離着陸場に指定されており、緊急車両の動線を確保する必要がある。
- ・現在、国府台公園の運動施設の面積比率は 57.1%と、都市公園法に定められる運動施設の面積比率の参酌基準の 50%を超えている状況である。  
→運動施設の面積比率の市の条例制定値 60%および参酌基準 50%を考慮した運動施設のあり方を検討する。
- ・人と車の動線が交錯し、核となる主動線がないため、園内の施設配置がわかるサイン施設が少ない。メインエントランス空間が不明瞭で溜まりの広場がない。  
→利用者等の歩行者動線と車両動線の分離による安全性確保を検討する。  
→園路のウォーキング・ジョギングコースとしての活用を図る。
- ・体育館は、今後、諸室の機能の見直しを検討する。なお、体育館は昭和 48（1973）年竣工であるが、築 40 年：平成 25（2013）年を目安に長寿命化を図り、築 80 年：平成 65（2053）を目途に建替えを行う検討をすることとしている（「市川市公共施設等総合管理計画」による）。なお、2018 年現在、耐震改修済である。

### <公園範囲について>

- ・公園範囲は、概ね以下の赤線範囲であり、都市計画決定面積 7.3ha と比べ誤差がある。
- ・公園北側の公園北側の千葉商科大学保有地は、3,698 m<sup>2</sup>である。
- ・なお、用地測量等未実施であり、面積、境界位置に誤差がある場合がある。



### <周辺道路、構内通路の関係性>

- ・国府台公園は、1敷地として松戸街道に接道している。松戸街道は県管理の主要地方道1号線である。
- ・上図の青線は、敷地南側境界線、北側境界線に沿って整備されている自動車が通行可能なルートであるが、公園敷地内の「構内通路」である（道路法上の「道路」ではない）。
- ・上記構内通路については、近隣住民等の日常的な利用があるため、整備計画検討にあたって、自動車通行できる機能の維持が必要である。

## 2.2 上位関連計画や各種関連資料

上位関連計画としては、以下が挙げられる。

### <上位計画>

- ・文部科学省 スポーツ振興基本計画（H29.3）
- ・第12次 千葉県体育・スポーツ推進計画（H29.4）
- ・市川市総合計画基本構想（H13）
- ・市川市総合計画第二次基本計画（H23.3）
- ・市川市スポーツ振興基本計画（H29.3）
- ・市川市北東部スポーツタウン基本構想（H26.11）

### <関連計画>

- ・市川市都市計画マスタープラン（H16.3）
- ・市川市みどりの基本計画（H16.3）
- ・生物多様性いちかわ戦略（H26.3）
- ・市川市地域防災計画（H27.4）
- ・市川市公共施設等総合管理計画（H28.3）
- ・市川市景観基本計画（H28.12）

### <関連資料等>

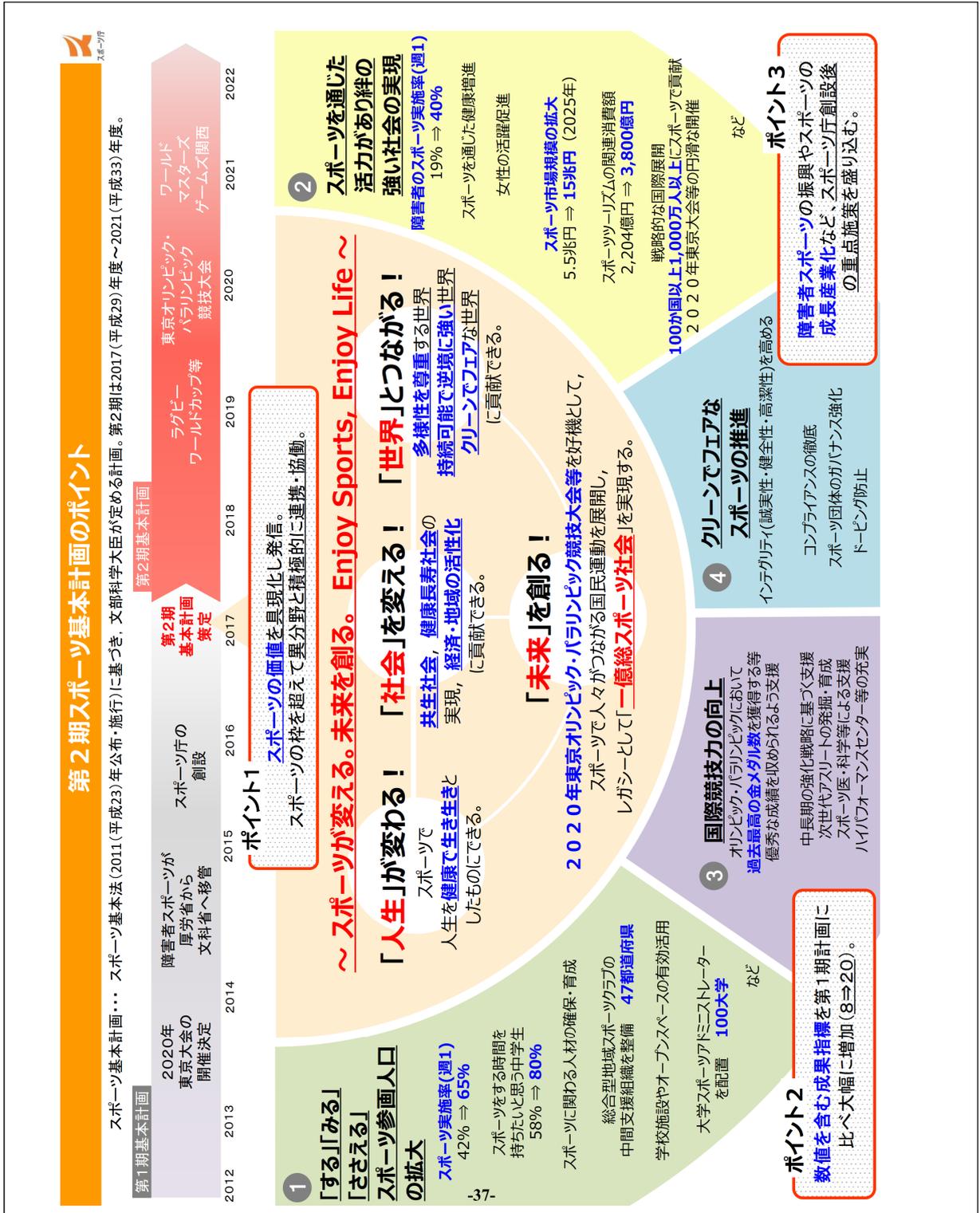
- ・北西部エリアの目標
- ・市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期（H20.4）
- ・市川市スポーツに関するアンケート調査結果（H29.3）
- ・市川市の文化財

## 2.2.1 文部科学省スポーツ基本計画

文部科学省（スポーツ庁）では、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「スポーツ基本計画」を策定している。

平成30年時点では、平成29年3月に策定された第二期計画（平成29～33年度の5カ年計画）が現行計画となっている。

この計画では20の数値目標を掲げ、「一億総スポーツ社会」を実現する、としている。



出典：「スポーツ基本計画」文部科学省

## 2.2.2 第12次 千葉県体育・スポーツ推進計画

千葉県では、昭和36年のスポーツ振興法を受けて千葉県スポーツ審議会を発足させ、昭和37年に第1次千葉県体育・スポーツ振興計画を策定し、その後必要な改訂を加えながら継続してスポーツ振興を図っている。

平成30年時点では、平成29年4月に策定された第12次 千葉県体育・スポーツ推進計画（平成29～33年度の5カ年計画）が現行計画となっている。

この計画では多数の数値目標が掲げられているが、スポーツ施設に関しては「安全性・バリアフリーを目指した施設・設備の整備を図、現有施設の有効活用を推進する、としている。

リンク	施策	目標	取組(抜粋)
A 子ども・体力向上と 学校体育活動の充実	1 幼児期における運動習慣の基盤づくり	○安全に生活できる運動習慣の基盤づくりを家庭と連携し推進する	○子育て世代への運動習慣の奨励 ○幼児教育アドバイザーの活用
	2 学校体育活動の充実	○体育指導者の資質の向上を図る ○発達段階を踏まえた指導内容の明確化・評価の一体化を図る	○学校体育大会、各種研修会開催 ○学校体育研究指定校事業
	3 児童生徒の体力の向上	○児童・生徒の体力向上に努める	○体力・運動能力向上の促進及び運動能力向上の交付 ○遊・友ランキングちばの実施
	4 運動部活動の充実	○興味関心、ニーズに応じた活動の推進を図る	○スポーツエキシビション活用事業 ○総合型地域スポーツクラブとの連携
	5 心身の健全な発達に向けた食育の推進	○発達段階を踏まえた効果的な食育の推進する	○地域における食育指導推進事業 ○体験活動を取り入れた効果的な食育の推進
B 運動・スポーツを楽しむ ための健康・体力づく り	1 ライフステージに応じた運動・スポーツの推進	○日常生活の中で運動習慣の定着を図る ○生きがいを感じられるスポーツ環境を推進する	○ロコモティブシンドローム予防の啓発 ○全国健康福祉参加事業 ○スポーツ立県ちば推進月間の実施 ○障害者スポーツ大会開催事業
	2 障害のある人の運動・スポーツの推進	○障害のある人がスポーツに親しみやすい環境整備を推進する	○スポーツ施設・用具の活用 ○指導者養成講習会の実施 ○各種表彰制度の活用
	3 システムづくりの推進	○スポーツ指導者の養成・資質向上を図り、有効活用を推進する	○老朽化した施設の再整備・機能向上 ○スポーツ施設の情報提供 ○総合型地域スポーツクラブの設置支援、ネットワーク強化、 障害者スポーツへの取組推進
C スポーツ環境の整備	1 人づくりの推進	○スポーツ指導者の養成・資質向上を図り、有効活用を推進する	○指導者養成講習会の実施 ○各種表彰制度の活用
	2 施設の再整備と有効活用	○安全性・バリアフリーを目指した施設・設備の整備を図る ○現有施設の有効活用を推進する	○老朽化した施設の再整備・機能向上 ○スポーツ施設の情報提供 ○総合型地域スポーツクラブの設置支援、ネットワーク強化、 障害者スポーツへの取組推進
	3 システムづくりの推進	○誰もがスポーツに親しみ、参加しやすいシステムづくりを推進する	○指導者養成講習会の実施 ○各種表彰制度の活用
	1 選手の発掘・育成・強化及び指導者の養成・資質向上	○個々の選手及びチームの競技力向上を推進する	○国民体育大会派遣事業 ○障害者競技スポーツの競技力向上
	2 競技力向上のための環境整備	○計画的に競技用具の整備を推進する ○トップチームを支援し、競技団体の強化環境を整える	○競技用具の整備促進 ○トップチーム支援 ○測定・相談の推進 ○アスリート・トレーナー等の派遣
	3 スポーツ医・科学の積極的な活用	○効果的な選手強化のためにスポーツ医・科学の活用を推進する	○アスリート・トレーナー等の派遣 ○本部会議開催 ○団体選手選考
D 競技力の向上	4 組織・調査等の充実	○団体選手選考・障害者競技スポーツの組織の育成・強化活動調査事業や競技力向上対策を行う	○本部会議開催 ○団体選手選考
	5 競技会開催等の充実	○各競技会の充実を図り、競技人口の拡大を図る	○国民体育大会の開催とサブイベント実施 ○2020年東京大会や事前キャンプ等への協力
	6 競技スポーツの好循環	○国際スポーツ交流を充実させる ○ジュニアアスリートへの教育プログラムを実施する	○アスリートキャリア開発の推進 ○ジュニアアスリートモデル構築事業
	1 オリリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援	○千葉県ゆかりの選手を一人でも多く輩出する	○海外遠征等への強化支援 ○JOC、JPOCの選考によるオリンピック・パラリンピック選手の派遣
	2 スポーツを通じたネットワークの充実・拡大	○スポーツを通じた地域の活力づくりを推進する	○子どもたちとアスリートの交流 ○国際理解・国際交流の促進 ○アスリートのキャリアやネットワークを活用した地域スポーツの推進
	3 誰もが参加できるみんなのスポーツの推進	○共生社会に向けたアプローチを推進する	○アスリートキャリア開発の推進 ○ジュニアアスリートモデル構築事業
E 東京オリリンピック・パラ リンピックを契機とした スポーツの推進	1 プロスポーツと連携した地域づくりの推進	○スポーツの価値や魅力に触れる取組を推進する	○トップ・プロスポーツ連携事業
	2 スポーツイベントを活用した千葉の魅力発信	○千葉のポテンシャルを活かせるスポーツイベントを開催する	○ちばアクアラインマラソンの開催 ○2020年東京大会を活用した国際交流イベントの開催
	3 身近なスポーツ資源と連携した地域づくりの推進	○身近なスポーツ資源の開拓・発掘や有効活用を行う	○大学・民間企業と地域との連携事業

※赤字：第11次計画からの変更又は新たな施策等

【リンク】という表記には、各施策が、お互いに関連し合い連携していることを表現しています。

千葉県体育・スポーツ振興条例  
スポーツ基本法

スポーツ立県ちばの推進を  
目指して

全てのスポーツの健康価値を基盤として、互いに支え合う生活を送りながら、県民の安心を築いていく。

特徴  
○超年齢社会に備えた  
○体育・スポーツの推進  
○障害者の体育・スポーツ  
○オリリンピック・パラリンピック  
○アクションレジャー

## 2.2.3 市川市総合計画基本構想

市川市の総合計画は、市の基本的な政策の方向性を示す計画であり、平成13年から37年までの25年間を計画期間として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されている。「基本構想」における、関連する記述を以下に抜粋する。

### 1 まちづくりの基本理念

「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

### 2 将来都市像

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

### 3 まちづくりの基本目標と施策の方向

[基本目標]

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

#### 基本目標1 真の豊かさを感じるまち

●施策の方向——— 真の豊かさを感じるまち

(3) 生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります

誰もが、楽しく心豊かに、それぞれのライフステージに応じた学習活動ができる環境の整備を進めます。

学習成果が、社会の中で適切に評価され、発揮できるような体制づくりを進めます。

#### 基本目標2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

●施策の方向——— 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

(3) 暮らしの中で「まちの文化」を育みます

さまざまな文化や習慣を持った人々との交流の機会を充実し、相互理解を深めながら、新たな融合文化の創造を図ります。

暮らしの中の文化を大切にし、ふれあいや思いやりの心を持って地域活動などを行い、生活に潤いをもたらす「まちの文化」を育てます。

#### 基本目標3 安全で快適な魅力あるまち

●施策の方向——— 安全で快適な魅力あるまち

(1) 安全で安心して暮らせるまちをつくります

災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、都市基盤の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

交通安全対策や、防犯活動を積極的に進め、安全で安心できる生活環境づくりを進めます。

(2) 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

高齢者や障害のある人に配慮した歩道の整備など、すべての人々が安全で快適に生活できるよう、人にやさしいまちづくりを進めます。

市民生活の利便性や円滑な経済活動が行えるよう、広域的な幹線道路と連携した地域内道路の整備を進めます。

新しい時代に合わせた交通手段も見据え、総合的な交通体系の整備、確立を図ります。

効率的で計画的な下水道の整備を進め、河川の水質を保全し、清潔で快適な生活環境をつくります。都市の成熟化に応じて、老朽化した公共施設の適切な維持管理を行うほか、他の用途への転換など有効な施設利用を図ります。

(3) 自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。地域の生活・文化・産業・自然環境などの特性を活かした適切な土地の有効利用を図ります。利便性や防災機能の向上のため、主要駅周辺における再開発や、既成市街地の再整備を図ります。自然や文化的資産などを活用しながら、快適性、安全性などに配慮した景観の形成を進めます。

#### 基本目標 4 人と自然が共生するまち

##### ●施策の方向——— 人と自然が共生するまち

(1) 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります

貴重な自然環境や多様な生態系を保全するため、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立を進めます。

市内に点在する斜面樹林や農地の緑、市街地の黒松など良好な緑地の保全、創造に努め、緑豊かな環境づくりを進めます。

本市の貴重な財産である湧水、川、海などの水環境を活かし、人々が気軽に親しめる水辺空間の保全、創造に取り組みます。

自然の中で営まれる農業や漁業の環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。

(2) 環境への負荷の少ないまちをつくります

市民、事業者、行政が一体となって、省資源、省エネルギーの推進に取り組み、環境負荷の少ないまちをつくります。

環境に関する教育や学習の機会を拡充し、環境活動を活性化します。

新たな環境汚染物質への対応をはじめとする環境保全の取り組みを充実し、安全で住みよいまちをつくります。

#### 基本目標 5 市民と行政がともに築くまち

##### ●施策の方向——— 市民と行政がともに築くまち

(1) 市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります

多くの市民が市政に参加できる機会や仕組みづくりを充実します。

情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有化を図ります。

(2) まちづくりのための新しいコミュニティをつくります

市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、地域活動や市民同士の交流を通して、住みよい地域社会を形成できるようなコミュニティづくりを進めます。

ボランティア活動やNPO活動などへの参加意欲を高めるとともに、自発的活動を支援します。

## 2.2.4 市川市総合計画第二次基本計画

市川市総合計画第二次基本計画は、平成 23～32 年度の計画期間で、「市川市総合計画 I & I プラン 21」の基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための、基本的な施策が定められている。

### 第 1 章 真の豊かさを感じるまち

#### 第 1 節 健康で安心して暮らせる、地域福祉の充実したまちをつくります

(大分類) スポーツ

##### ●スポーツ分野を取り巻く現状と課題

市民のスポーツを行える場として、国府台スポーツセンター、塩浜市民体育館といった複合スポーツ施設のほか、野球場、テニスコート、屋外プールなどの公共施設があります。これらのスポーツ施設の中には、築年数が 50 年を超えるものがあることから、計画的な再整備が必要となっています。

##### ●スポーツ分野のねらい (中分類)

スポーツ施設の計画的な再整備を行います。また体育指導委員やスポーツリーダーバンク、公認スポーツ指導者制度などにより、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組んでいきます。

より、多くの人々がスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの活動を支援するほか、Web サイトを利用した施設予約システムの運用など利便性を高める取り組みを進めます。

また、スポーツ関係団体の活動内容、スポーツ関連の行事予定、施設の利用状況など、スポーツに関する情報の提供を進めていきます。

### 第 2 章 安全で快適な魅力あるまち

#### 第 2 節 快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます

(大分類) ユニバーサルデザイン

##### ●ユニバーサルデザイン分野のねらい (中分類)

公共施設を利用するすべての人が、自由にかつ公平に利用できることを目指し、公園、公民館などに、\*多機能トイレや多言語により案内板などの\*ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めていきます。

また、商業施設などの民間施設においても\*ユニバーサルデザインを取り入れるよう協力を求めています。

出典：市川市総合計画第二次基本計画

## 2.2.5 市川市スポーツ振興基本計画

市川市総合計画第二次基本計画は、平成23～32年度の計画期間で、「市川市総合計画I&Iプラン21」の基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための、基本的な施策が定められている。スポーツ施設に関連する記述を以下に抜粋した。

### 市川市のスポーツにおける課題

#### 課題 スポーツをする空間・場所の確保・充実

- ・身近な空間や場所を有効活用し、気軽にスポーツに取り組める環境づくり
- ・既存施設の利用環境の改善や充実
- ・大学や民間のスポーツ施設との連携による効果的な施設利用

#### 基本目標 スポーツをする空間・場所の確保・充実

##### (1) 公共スポーツ施設の整備

本市では、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館など様々なスポーツ施設を整備しており、市北東部においては、テニスコーチなどのスポーツ施設が不足している状態でしたが、平成26年に市川市北東部スポーツタウン基本構想を策定し、平成28年から北市川運動公園の整備を進めています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地招致に向け、バリアフリー等の施設整備を進めていくことが求められています。

今後も、市民に快適なスポーツ環境を提供するために、施設の種類や稼働状況、及び老朽化の進捗状況を把握し、また市民のニーズに合った施設配置の状況を把握分析します。

スポーツ環境の充実を図っていくために、老朽化した既存施設や設備については、関連する計画との整合性を図りながら、優先順位を決めて、効果的な改修計画を作成していきます。

また、市民のニーズに対して本市に新設や増設が必要となるスポーツ施設については、施設の適正量を踏まえ、全体的な調整を行いながら、整備方針の検討を進めます。

##### (2) 方向性

関連計画との整合を図りながら、老朽化した施設について、リニューアルや廃止等を含めた計画を検討していきます。

#### スポーツ施設の新設、再整備（継続的事業～中期的事業）

##### ○国府台公園周辺

- ・国府台公園周辺の整備については、スポーツセンターの機能を補完していくことを目的とし、市川市北東部スポーツタウン基本構想との連携を図り検討していきます。
- ・スポーツセンターについては、施設や整備改修、備品類の充実を踏まえ「安全・安心」な施設として整備を進めていきます。また、施設の改善に向けた整備を進めるとともに、施設の機能性向上、環境美化を進めます。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、国や県との連携を図り必要に応じた対応を検討いたします。

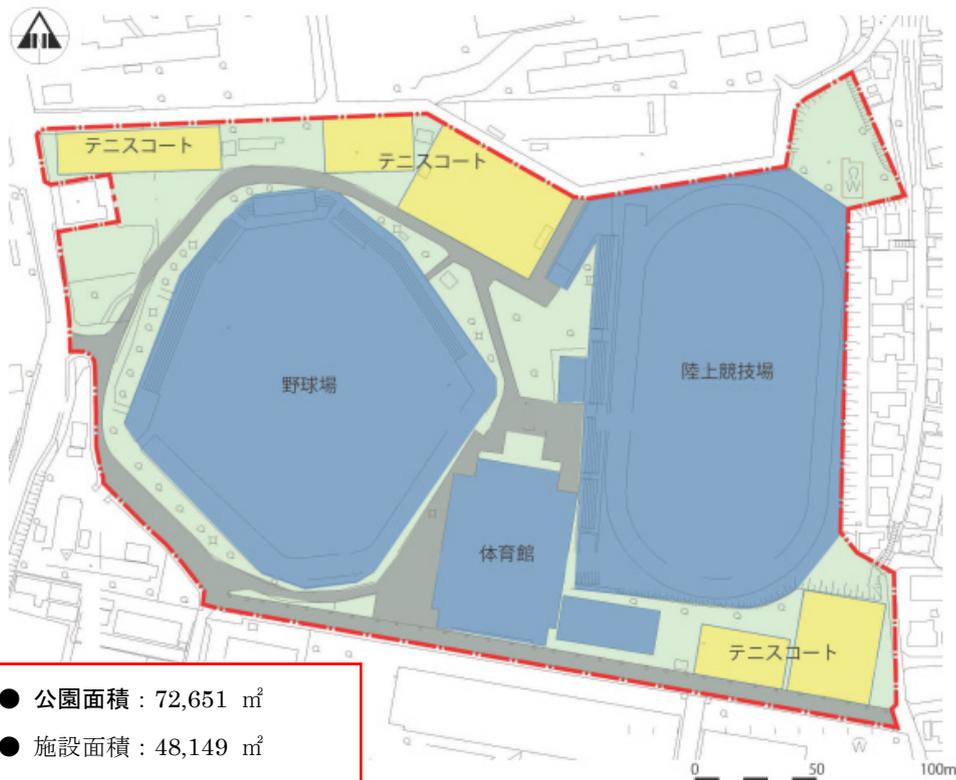
出典：市川市スポーツ振興基本計画

## 2.2.6 市川市北東部スポーツタウン基本構想

市川市では、北東部におけるスポーツ施設の不足、施設の老朽化及び改修・建て替えに必要な用地の不足、既存施設の市民ニーズとの不整合など、スポーツ環境において様々な課題を抱えていることから、北東部ゾーンをスポーツタウンと位置づけ、新たなスポーツ施設の整備等を進め、これらの課題解消及び市民の健康の保持・増進を図ることを目的として、「市川市北東部スポーツタウン基本構想」を策定した。この構想に基づき、北市川運動公園が平成 29 年 7 月に開園された。

また、国府台公園（市川市スポーツセンター）や市全体のスポーツ施設の現状・課題にも触れられていることから、関連箇所を以下に抜粋した。

### (1) 市川市スポーツセンター現状



- 公園面積：72,651 m<sup>2</sup>
- 施設面積：48,149 m<sup>2</sup>
- 施設率：66.3%

市川市スポーツセンター現況配置図

#### 【現状の問題点】

- 施設率が運動公園の基準の 50%を超えている
- 野球場（S25 竣工）、陸上競技場（S28 竣工）、体育館（S48 竣工）の老朽化、機能低下が著しい
- テニスコートが分散し、大会運営や維持管理面での負担も大きい
- 観覧席がないため、「観る」スポーツと「支える」スポーツの楽しさがなく、スポーツ観戦の利用が非常に少ない
- 施設率が 66.3%と高く、年間約 20 万人の利用があるものの、通路、駐車場に面積を取られるため園地が非常に少なく、休息スペースがほとんど確保できていない
- メインエントランス \*空間が不明瞭
- 人と車の動線が交錯している
- 溜まりの広場がない
- 動線が施設を縫うようにレイアウト\*されており、核となる主動線がないため、園内の施設配置がわかりにくい（サイン施設が少ない）

## (2) 市川市スポーツセンターの現状と課題

### 【施設の現状】

- 都市公園法の運動公園の基準である施設率が 50%を越え、現状では 66.3%となっている
- 施設の老朽化による機能の低下、社会ニーズに対応していない施設規模が見られる
- テニス大会等における観覧スペースがない
- 施設が混み合っており、利用者の休息、レクリエーションスペースがほとんどない
- メインエントランスが不明瞭で、人と自動車の動線が交錯している
- 集散の拠点となる広場、公園の顔となる広場がない
- 施設配置が不明瞭（配置の把握が難しい）

### 【アンケートの現状】

- 「健康増進を目的とした小規模な体育館」を望む声が多いものの、4割近くの方はプロスポーツの公式戦などの開催可能な大規模な複合施設」を望んでいる
- 運営に関しては、「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」という要望が6割以上を占めている

### 【課題】

- 体育館及びテニス機能の北東部への移設による、運動・スポーツに親しむ機会の均等化（一部テニスコートの残置及び小体育館としての現体育館の建替えによる北西部ゾーンのスポーツ拠点の確保）
- 市の運動・スポーツの核としての体育館機能の充実
- 運動公園の適正規模化、施設の老朽化改善
- テニス大会等の運営の円滑化と統一サーフェス等による同一条件下での大会の開催
- 身近な緑のオープンスペースとしての公園空間・機能の見直し（運動・スポーツ機能以外の憩い・レクリエーション機能、地域の環境向上機能の充実）
- 観戦するスポーツの楽しみの提供
- 民間運営によるきめ細やかなサービスと市民ニーズへの速やかな対応

### (3) . 調査内容の整理及び課題の抽出

#### テニスコートの現状と課題

##### 【施設の現状】

- テニスコートは、北東部を除いて市域全体に配置され、市全体で 25 面のコートが整備されている
- 市川市のテニス大会において、男子シングルスでは、平成 25 年度に約 300 名の参加がある
- 大会は、国府台テニスコートと福栄スポーツ広場が利用されており、それぞれ 9 面と 7 面のコートが整備されている
- 特に、国府台テニスコートは、9 面が分散配置されており、大会時の運営、日常時の管理に大きな課題を抱えている
- また、国府台テニスコートでは、クレイコートが 3 面あり、2～3 月の冬季には整備のため貸出を行っていない
- 公式トーナメントにおけるコートの面数は、試合用に 8 面、練習用に 4 面の計 12 面が必要とされており、それぞれのテニスコートとも 1 箇所開催での基準は満たしていない
- 国府台テニスコートと福栄スポーツ広場とも、照明施設等がないため夜間の利用ができず、1 日の利用時間が短い
- 平成 26 年度から市川市テニス協会主催による中学生大会も開催されるため、観覧席付きのテニスコートの整備が望まれる
- 人口規模の近い町田市では、テニスコートは 30 面整備され、うち 16 面は 1 ヶ所にまとめられている。近隣の自治体では、浦安市と松戸市が共に 26 面整備されている。市川市の規模としては、やや少ない状況である。

##### 【アンケートの現状】

- 現在行っている運動・スポーツでは、テニスが第 9 位となっており、今後行いたいスポーツでは 7 位となっている
- 意向と現在の状況との比率では、第 3 位となっており、行いたい運動・スポーツとしての位置づけが高い
- 今後充実してほしい公共スポーツ施設として、テニスコートが第 4 位になっており、市民のニーズも高くなっている

##### 【課題】

- テニスコートは市域に整備されているものの、北東部には整備されていない
- テニス大会では、多くの参加者があり、円滑な大会運営が可能なテニスコート整備が求められる
- 年間を通して多くのテニス大会が開催され、平成 26 年度からは中学生のテニス大会も含まれることから、1 箇所での大会開催可能規模のテニスコートが市域に求められる
- また、特に中学生大会等は、保護者を始め学校関係者などの多くの観戦者が来場すると想定されるため、十分な観覧席の整備が求められる
- このためには、余裕ある大きな用地確保が求められる
- 生涯スポーツの観点からも、ジュニア育成のための施設も重要であり、市域全体でテニスを楽しめる環境づくりが必要となっている
- さらに、テニスは健康づくりだけでなくコミュニティづくりにも役立つものであり、身近で手軽な施設運営が求められる
- 施設の有効利用と利用向上のために、照明施設の充実したテニスコートが求められる

#### 4. 市川市のスポーツ施設の配置検討

##### (1) 市川市スポーツセンターの施設改善検討

###### 1) 施設配置の検討

###### 【市川市スポーツセンターの問題点】

- 運動公園としての施設率の超過（基準：50%以下・現状 66.3%）
- 施設の老朽化
- 施設内容と市民ニーズとのギャップ \*
- オープンスペースの欠如
- 不明瞭で歩行者優先になっていない動線
- バリアフリー未対応
- 駐車場の不足

###### 【施設改善策】

- 市川市スポーツセンターの課題である施設率 50%以下を達成するため、体育館及びテニス機能を北東部へ移設することにより、体育館機能及びテニスコートの縮小と市民ニーズに応える施設への更新が可能
- 野球場、陸上競技場の施設改修
- 野球場バックスタンド改修とスポーツセンター管理機能の集約
- 十分な用地の確保（運動公園敷地の拡張）
- 駐車場の確保
- 憩い・レクリエーションに供するオープンスペースの確保
- バリアフリーの推進

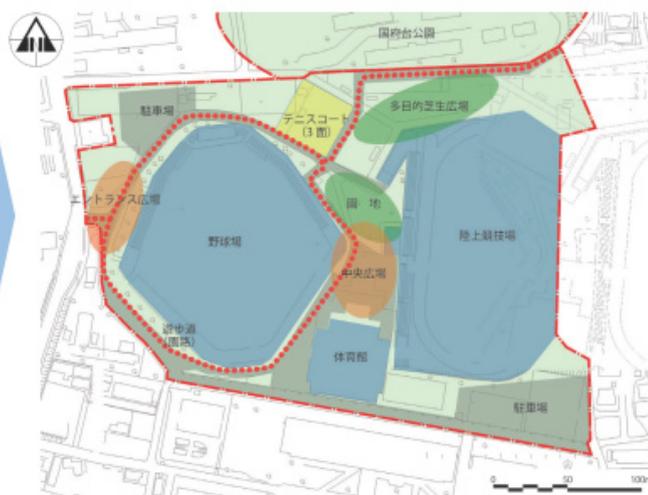
###### ○現況配置



図IV-8：施設配置現況図

- 施設率 50%へ
- ゆとりある運動公園へ

###### ○施設配置計画案



施設配置図計画案

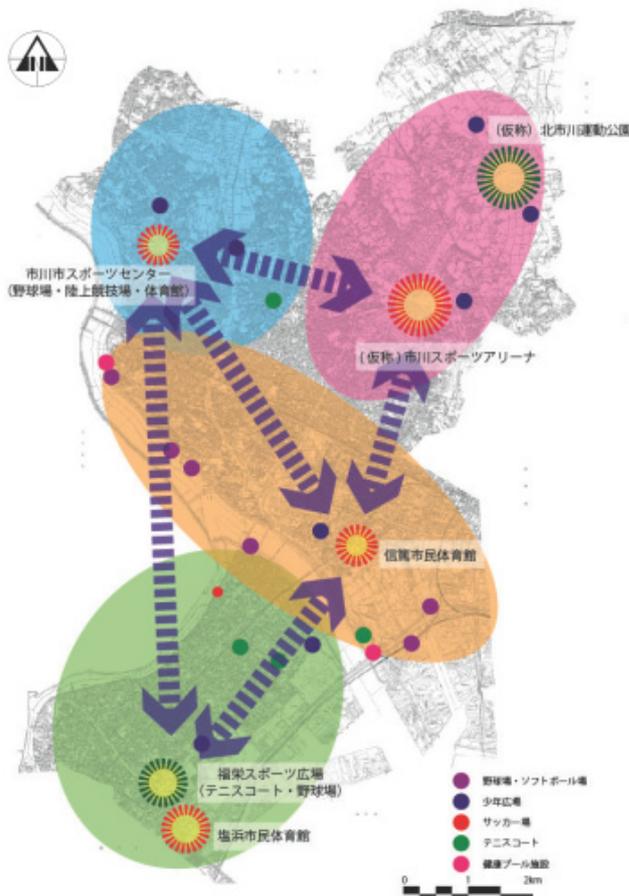
## (2) 市川市全体のスポーツ施設配置検討

### 【市川市スポーツ施設配置の問題点】

- スポーツ施設配置の地域格差の解消
- 総合型地域スポーツクラブの不在
- 円滑なスポーツ大会開催を可能にする施設不足
- 市民ニーズに対応するスポーツ施設の不足
- プロスポーツなどスポーツ観戦を楽しむ施設不足

### 【施設改善策】

- 北東部の総合型地域スポーツクラブを核とした地域スポーツの充実と市川市のスポーツネットワークの形成
- 地域のスポーツ核を中心とした地域ニーズに対応した地域密着型スポーツ施設の配置及び現況施設の改修・機能向上と地域内ネットワーク化
- 民間スポーツ施設との連携



➢スポーツ施設ネットワーク図

### 【具体的改善策】

- ◆ 北東部における「(仮称)市川スポーツアリーナ」を市川市のスポーツの核とする
- ◆ テニスコートの核として(仮称)北市川運動公園を位置づける
- ◆ 市川市スポーツセンターの体育館を地域密着型施設に更新する
- ◆ 塩浜市民体育館の施設の充実を図る
- ◆ 信篤市民体育館の地域拠点化を図る
- ◆ 福栄スポーツ広場のテニスコートの観覧機能を向上させる
- ◆ 地域の身近なスポーツ施設・広場等を充実させる
- ◆ 民間施設と連携する
- ◆ 市川市全体のスポーツ核と地域のスポーツ核とのネットワーク化を図る
- ◆ 地域内のスポーツ機能のネットワーク化を図る

出典：市川市北東部スポーツタウン基本構構

## 2.2.7 市川市都市計画マスタープラン

「市川市都市計画マスタープランは」、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を具体化していくための基本的な方針となるものであり、北西部地域もこの計画に基づき都市づくり・まちづくりが進められている。

### 1) 全体構想

#### ①計画の位置づけ

市川市の総合計画に掲げている将来都市像を具体化していくための都市計画分野における基本的な方針であるとともに、再開発・交通・防災・水や緑・景観等の部門別計画に対する総合的な指針となるものです。

#### ②目標年次

概ね20年後の平成37年（西暦2025年）

#### ③全体構想

ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ

#### ④都市づくりの目標

活力・住みやすさを持つ  
バランスのとれた魅力ある都市  
づくり

歴史・文化・自然を活かし  
潤いと安らぎのある都市づくり

都市基盤が整い  
安全に安心して暮らせる都市  
づくり

都市活動や日常生活を支える  
交通環境の充実した快適な都市  
づくり

市民・事業者、行政の  
協働によるまちづくり



図 将来都市構造図

## 2) 地域別構想・北西部地域

### ①将来像

**“水と緑の回廊” を活用した  
人が育むまち**

### ②目標

・豊かな自然と固有の歴史を「守り・育て・つなげる」まちづくり

・水と緑に守られた誰もが「安心して快適に」暮らせるまちづくり

・活気と潤いが調和する「めりはり」のあるまちづくり

・世代をこえて誰もが「集い・語り・触れ」

あえる市民主体のまちづくり

### ③地域づくりの方針。将来構造

- |                |  |
|----------------|--|
| 地域資源の活用        | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 江戸川、里見公園、じゅん菜池、小塚山公園、真間川など、国府台周辺のシンボルとなる自然環境の保全と活用</li> <li>□ 菅野や平田地区の住宅地や寺に残る黒松の保全</li> <li>□ 風致地区や生産緑地の維持</li> <li>□ 弘法寺や国分尼寺跡、曾谷貝塚などの歴史的資源の保全と観光面での活用</li> <li>□ 真間川・国分川・春木川の水質改善と多自然型川づくり</li> <li>□ 国分川調節池の「新たな顔」づくり</li> <li>□ 斜面緑地・河川・外かん道路等を活かし、魅力ある地域資源をネットワークする「水と緑の回廊」づくり</li> </ul> |
| 魅力ある景観の形成      | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 国府台の台地から江戸川沿いに連なる緑地を活かした、地域のシンボルとなる景観形成</li> <li>□ 大門通りの歴史や文化を活かした景観づくり（万葉のみち）</li> <li>□ 市川駅周辺の賑わいと魅力ある景観づくり</li> <li>□ 外かん道路の環境保全空間を活かした景観づくり</li> </ul>  |
| 快適・活力ある住環境の整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市川駅周辺の商業地、自然環境と共生する良好な住宅地、国府台に集積する教育施設など、地域の特性を活かした都市機能と自然環境が共生する土地利用</li> <li>□ 国道14号や外かん道路沿道の適正な土地利用</li> <li>□ 菅野や平田地区の黒松を活かした良好な低層住宅地の形成</li> <li>□ 調整区域における都市と農業が共存する土地利用</li> </ul>   |
| 安全で安心な住環境の形成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 国分川調節池の防災機能の充実</li> <li>□ 外かん道路の整備と併せた避難路の整備</li> <li>□ 市川駅北部の建物が密集した市街地の防災機能の向上</li> <li>□ 下水道幹線（松戸幹線）の整備</li> </ul>   |
| 暮らしを支える交通環境の形成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 外かん道路、国道14号、市川松戸線、(都)3・5・28号(国分下貝塚線)等の整備</li> <li>□ 市川駅周辺のバリアフリー化とバス交通の機能の向上</li> <li>□ 京成本線と主要な道路の立体交差化</li> </ul>   |



図 北西部地域将来構造図

出典：市川市都市計画マスタープラン

## 2.2.8 市川市みどりの基本計画

「市川市都市計画マスタープランは」、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまちいちかわ』を具体化していくための基本的な方針となるものであり、北西部地域もこの計画に基づき都市づくり・まちづくりが進められている。

### 1) 計画の目的

緑の基本計画は、都市緑地保全法第2条の2に基づいて、緑地\*の保全\*及び緑化の推進を、総合的かつ計画的に取り組む計画です。貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるものです。

### 2) 計画の目標年次

平成37年(2025年)の21世紀第1四半世紀

### 3) 基本理念

人と緑とのかかわりを大切にする

### 4) 計画の目的

潤いと安らぎあふれる豊かなまち

### 5) 基本方針

1. 生態系に配慮して地域の緑を守り活用します
2. 魅力ある都市公園を創出します
3. 公共施設の緑を増やします
4. 民有地の緑を増やします
5. 水と緑のネットワークを形成します
6. 緑のパートナーシップを推進します

### 6) 北西部の公園施策の方針

表 緑の拠点の創出

施策方針	基本的な施策
水辺環境の活用	・ じゅん菜池緑地は、じゅん菜が生育する水辺環境を維持するとともに、市民の憩い・レクリエーションの場として一層の活用を推進します。
国府台公園の景観の維持	・ 国府台公園は、緑の多い運動公園としての景観を維持し、周辺の教育施設との調和を図ります。
曾谷貝塚公園の整備	・ 曾谷貝塚は国の史跡に指定されていることから、緑の拠点を担う歴史公園として整備します。
国分川調節池の保全と創出	・ 国分川調節池は、治水機能の確保と鳥類や昆虫類の重要な生息場所として保全するとともに、環境学習や市民に親しまれる水辺環境を創出します。

(5) 北西部地域方針図



図 北西部地域方針図

出典：市川市みどりの基本計画

## 2.2.9 生物多様性いちかわ戦略

いちかわ戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づき、生物多様性国家戦略を基本として、市川市における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として策定する。

### 1) 計画の目的

本戦略は、自然環境のつながりや人と自然とのつながりの形成に努めるとともに、生物多様性の持続可能な利用を地域から進めていくことが必要になり、市川市総合計画に掲げた将来都市像の「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を子どもたちの未来に引き継いでいくため、生物多様性の保全と持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進を目指して算定した。

### 2) 基本理念

「自然と自然」「文化と文化」「人と人」  
「人と自然と文化」のつながりが形成

### 3) 計画の目標年次

2050 年：短期目標（2020 年まで） 中期目標（2025 年まで） 長期目標（2050 年）

### 4) 基本方針

#### 基本戦略 1：生物多様性の保全・再生（自然と自然をつなげる）

- ・地域の核となる自然環境を保全していきます。
- ・身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- ・地域本来の生物を保護・再生し、外来生物等による生態系への影響の軽減を図ります。
- ・民有地の緑を増やし、保全します。

#### 基本戦略 2：豊かな文化と景観の保全・創出（文化と文化をつなげる）

- ・市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全をおこなっていきます。
- ・市民ボランティア活動に参加する市民や事業者の育成をおこなっていきます。

#### 基本戦略 3：様々な人や組織との協働（人と人をつなげる）

- ・市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全をおこなっていきます。
- ・市民ボランティア活動に参加する市民や事業者の育成をおこなっていきます。
- ・生物多様性に関する知識と理解を広めていきます。

#### 基本戦略 4：様々な人や組織との協働（人と人をつなげる）

- ・生物多様性に配慮した都市開発や事業活動、市民生活をおこなっていきます。
- ・地球温暖化対策に取り組みます。
- ・子どもたちが自然や文化にふれ合える機会を増やします。

出典：生物多様性いちかわ戦略

## 2.2.10 北西部エリアの目標

この地域の特徴は、市川市の西側を流れる江戸川沿いの風景で、近隣の他市とは異なり、市川の恵まれた自然環境の一つです。東京湾に注ぐ江戸川沿いの美しい景観は、緑豊かな斜面林とともに、東京から市川に来たこと的印象を深めている。

□2050年の目標（将来の姿）と取り組み

### ●目標1

真間山弘法寺から始まる斜面林と里見公園や国府台緑地を生物多様性の核として保全し、周辺緑地や住宅地の豊かな庭、外郭環状道路等の緑地帯、都市河川から江戸川へつながる生き物のネットワークが形成されます。○実現に向けての取り組み

- ・真間山弘法寺から国府台緑地へとつながる斜面林緑地の保全
- ・里見公園や国府台緑地を拠点とした断続的に分布する緑地間の生き物のネットワーク形成
- ・真間川、国分川、春木川の水質改善や生き物に配慮した護岸の整備
- ・外郭環状道路沿道の生物多様性に配慮した緑地帯の形成
- ・市街地の緑地の保全
- ・周辺住民の生物多様性の理解と周知

### ●目標2

国府台緑地や堀の内貝塚緑地などの周辺緑地では、地域住民と里山ボランティアと行政の協働で、生物多様性に配慮した保全活動が行われています。

○実現に向けての取り組み

- ・国府台緑地や堀の内貝塚緑地など周辺緑地の生物多様性に配慮した保全
- ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり
- ・周辺住民の生物多様性の理解と周知

### ●目標3

里見公園や国府台緑地は、市民に親しまれる緑の拠点として、地域の自然や文化を学び・体験することができる環境学習の場としても活用されています。

○実現に向けての取り組み

- ・都市公園の整備
- ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
- ・地域の伝統ある行事の継承
- ・周辺住民の生物多様性の理解と周知

### ●目標4

国分川調節池は、治水機能を確保しつつ、一部分は、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の環境を形成しています。

○実現に向けての取り組み

- ・国分川調節池での生物多様性の保全・再生
- ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
- ・市民に親しまれる水辺環境の保全



図 北西部エリアの主な緑と水辺の環境

□2020年の達成目標

### ●基本戦略1：生物多様性の保全・再生

- ・生物多様性の回復
- ・私有樹林地の保全
- ・水辺環境の生物多様性の回復
- ・市街地の都市公園の拡充と保全
- ・市街地の都市緑地の拡充と保全
- ・河川の生物多様性の回復
- ・子どもたちが体験・体感できる場の形成
- ・在来種の生息環境の保全
- ・外来種の侵入を防ぐ

### ●基本戦略2：豊かな文化と景観の保全・創出

- ・自然に根ざした地域文化の伝承
- ・巨樹、巨木の保全

### ●基本戦略3：様々な人や組織との協働

- ・市民ボランティア活動への支援体制の推進
- ・花と緑に関する知識と技術の普及
- ・生物多様性に関する情報収集

### ●基本戦略4：生物多様性の持続可能な利用

- ・生物多様性に配慮した公共事業の普及
- ・生物多様性に配慮した事業活動の普及
- ・地域の自然や文化に対する理解と普及

### 2.2.11 市川市地域防災計画

市川市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条及び市川市震災予防条例第 3 条の規定に基づいて、市川市防災会議が作成する計画である。

国府台公園は高台の比較的安全な場所に位置する公共施設であるため、避難場所、広域避難場所に指定されるとともに、野球場、陸上競技場がドクターヘリ臨時離着陸場に指定されている。

#### 広域避難場所一覧

(H27 年 4 月 1 日現在)

- ・ 国府台スポーツ公園、里見公園を含む周辺の学園地域

#### 避難所施設一覧（避難場所、広域避難場所）

(H27 年 4 月 1 日現在)

施設名称	所在地	災害種別						無線
		地	津	高	江	真	土	
国府台スポーツセンター	国府台 1-6-4	○	○	○	○	○	○	413

災害種別の略称 地震：地、津波：津、高潮：高、江戸川氾濫：江

内水・真間川氾濫：真、土砂災害（崖崩れ）：土

#### 市川市地域防災無線設置

(H27 年 4 月 1 日現在)

施設名	種別	個別 呼出番号	グループ															
			1 本部	2 学校	3 医療	4 小学校 拠点	5 市街地	6 公民館	7 水防	8 避難所	9 行徳	10 防災関係 機関	11 危機管理 課	12 道路交通 部	13 水と緑の 部	14 行徳支所	15 応急危険 度判定	
国府台スポーツセンター	半固定	413									○							

#### ドクターヘリ臨時離着陸場

名称	所在地	管理者	共通番号
国府台スポーツセンター野球場	国府台 1 丁目 6	市川市 スポーツ課	C 0 4 0 7
国府台スポーツセンター陸上競技場	国府台 1 丁目 6	市川市 スポーツ課	C 0 4 0 9

#### 100 m<sup>3</sup>耐震性貯水槽設置場所

(H26 年 4 月 1 日現在)

設置箇所	所在地	設置年度	備考
国府台スポーツセンター	国府台 1 丁目 6-4	—	平成 29 年度設置予定

出典：市川市地域防災計画

## 2.2.12 市川市公共施設等総合管理計画(2016 年度～2030 年度)

「公共施設等総合管理計画」は、市が保有する全ての公共施設等について、総合的かつ計画的な管理に関する方針を定める計画である。市における公共施設等の将来のあり方や基本方針を示し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための指針を定めている。

以下に国府台公園に関連する、スポーツ施設に関する項目を抜粋した。

### ●スポーツ施設

#### 目標値

	平成 27 年度	平成 42 年度	増減
延床面積	20,370.10 m <sup>2</sup>	19,352.10 m <sup>2</sup>	▲1,018 m <sup>2</sup> ▲5%

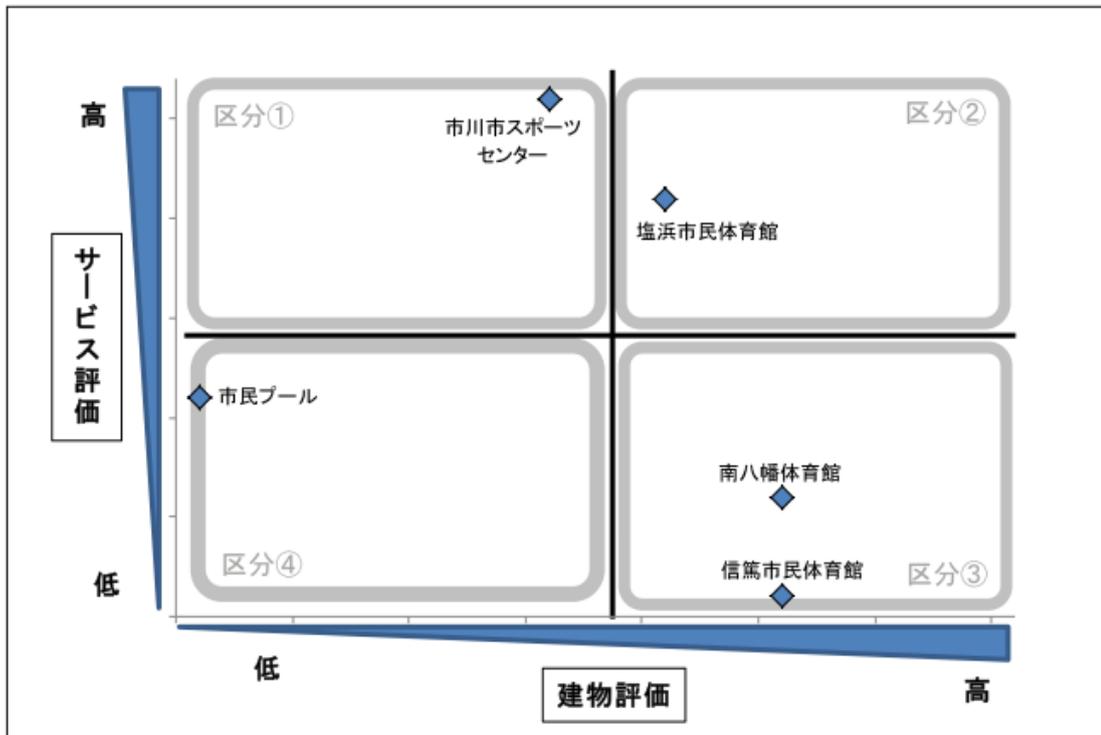
将来のあり方	・総人口の減少（平成 27 年度→平成 42 年度 ▲6.5%）を踏まえて、平成 42 年度におけるスポーツ施設の延床面積は、5%削減とします。
基本的な方針	・市民の健康志向の高まりにより、施設需要は高いものの、将来的な人口減少に合わせて、既存施設については建て替え時の減築などにより面積削減を図ります。

#### 現状及び課題

- ・心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあって、健康的な生活や生きがいを求めてスポーツをする人が増加しています。それに伴い、競技スポーツやレクリエーション、健康づくりなど、スポーツのあり方も多様化しています。
- ・平成 18 年度より、指導者の資質と指導力の向上を目指し、「市川市公認スポーツ指導者制度」を設け、スポーツを支える人材の育成と確保に取り組んでいます。さらに多くの人々がスポーツに親しめるよう、体力づくりや各種スポーツのレベル向上のため専門知識や経験を持つ指導者育成・確保が課題となっています。
- ・スポーツを行う場として、国府台スポーツセンター、塩浜市民体育館といった複合スポーツ施設のほか、野球場、テニスコート、屋外プールなどの公共スポーツ施設があります。これらの施設の中には、築年数が 50 年を超えるものもあることから、計画的な再整備が必要となっています。
- ・体育館については稼働率が高く、全施設 70%を超えています。
- ・まちかど健康サロンは、心身の健康づくりと市民相互の交流促進を目的として、民間の建物を借りて設置している施設です。規模が小さいこともあり、利用者数は少なくなっています。また、塩浜市民体育館と近接しています。
- ・その他、屋外スポーツ及び健康増進を図るための施設として、スポーツ広場や少年広場、少年野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場などを設置しています。少年広場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場は、民間の土地を借用して設置している施設です。

スポーツ施設 - 1

軸評価の結果(スポーツ施設(市川市スポーツセンター・信篤市民体育館・塩浜市民体育館・南八幡体育館・市民プール))



◆ サービスに関する評価指標

評価\指標	利用実態	施設配置	1人当たりコスト
	利用者数	対象範囲(半径1km)に同種施設が重複する割合	対象施設の平均値(100%)に対する割合
5	100% (以上を含む)	重複無し (0%)	0%以上 40%未満
4	75%以上 100%未満	25%未満が重複	40%以上 80%未満
3	50%以上 75%未満	50%未満が重複	80%以上 120%未満
2	25%以上 50%未満	75%未満が重複	120%以上 160%未満
1	25%未満	75%以上が重複	160%以上

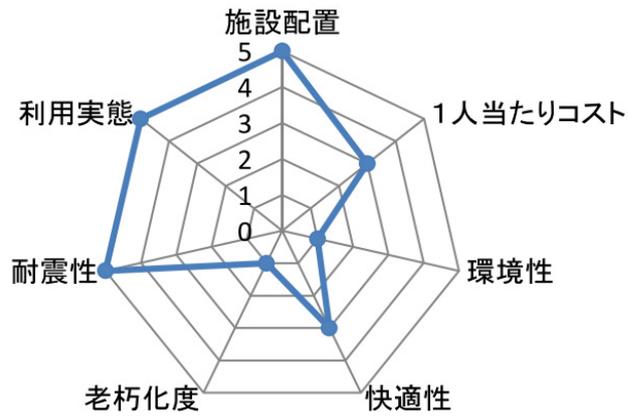
◆ 建物に関する評価指標

評価\指標	耐震性	老朽化度	快適性
5	耐震性あり (避難所指定又はIs値0.9以上)	49点以下	対象項目の100%該当
4		50点~59点	対象項目の75%以上 100%未満該当
3	耐震性あり (Is値0.6以上)	60点~69点	対象項目の50%以上 75%未満該当
2		70点~79点	対象項目の25%以上 50%未満該当
1	耐震性なし(Is値0.6未満)	80点以上	対象項目の0%以上 25%未満

### スポーツ施設－3

レーダーチャート(スポーツ施設(市川市スポーツセンター・信篤市民体育館・塩浜市民体育館・南八幡体育館・市民プール))

## 1市川市スポーツセンター



出典：市川市公共施設等総合管理計画

### 2.2.13 市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期

市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期は、「市川市耐震改修促進計画」において定められた整備目標等に基づき、市有建築物の計画的な耐震改修を実施していくために市が定めた、市有建築物耐震化整備プログラムである。

これによると市川市スポーツセンターは、耐震改修済み（H20年4月）であることがわかる。

施設名称	所在地	構造	階数	延べ面積	建築年度	診断結果	換算係数	改修予定時期	補強結果
スポーツセンター	国府台1丁目	RC	3	7,314m <sup>2</sup>	48	0.15	—	改修済	0.75

出典：市川市市有建築物耐震化状況及び改修予定時期一覧表

## 2.2.14 市川市景観基本計画

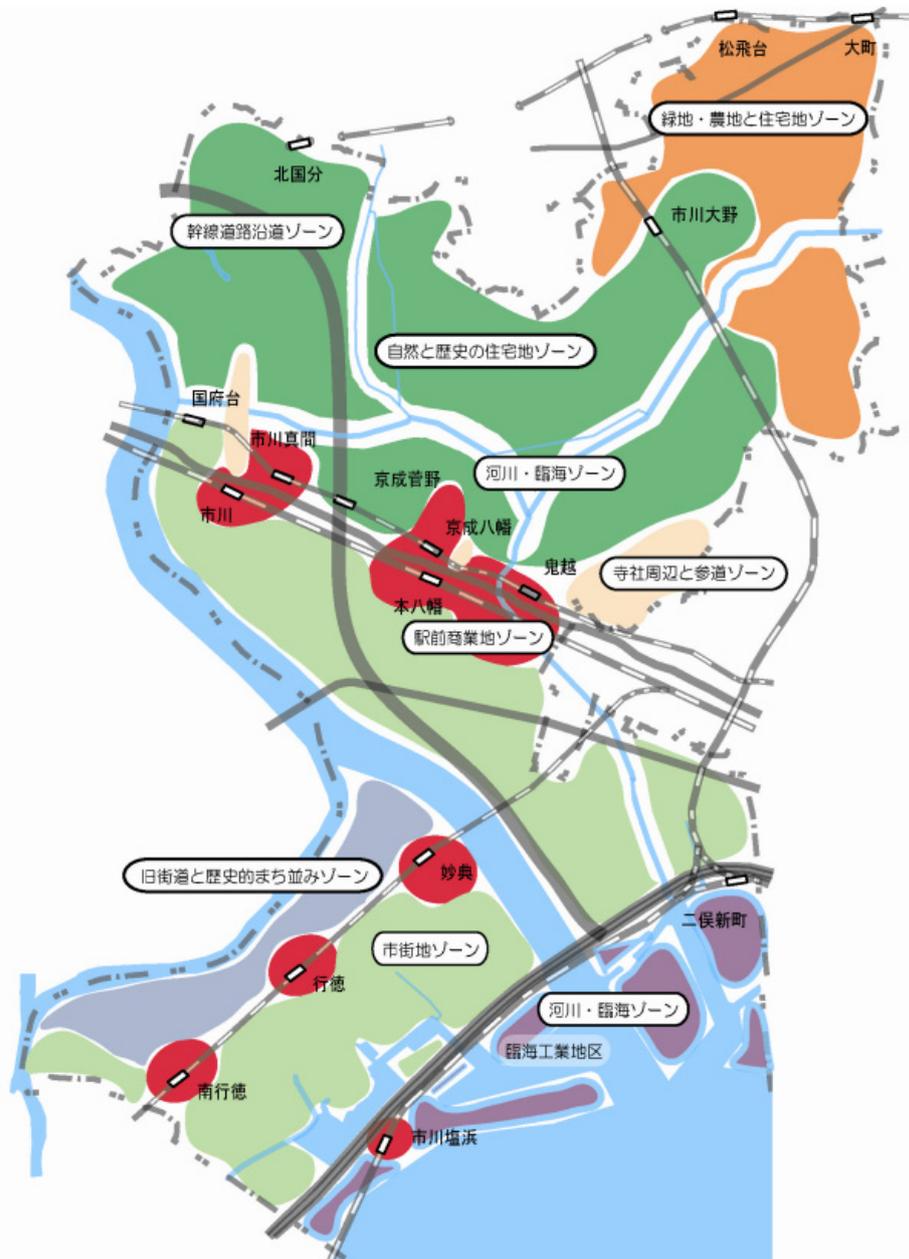
平成16年12月に「景観法」が施行され、市川市は、より積極的に良好な景観の形成を図るため、平成17年1月に景観行政団体となった。

「景観基本計画」は、本市における景観まちづくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と行政の協働による景観まちづくり活動の指針とすることを目的に策定された。

以下に国府台公園がある国府台地区の関連記述などを抜粋した。

### ■区分及び特性

基本目標の達成には、身近な地域の成り立ちを理解しながら、地域の特徴的な自然や歴史的資源を生かし、守り、周辺環境と調和してすすめていくことが大切であり、そのことが個性と愛着ある地域の実現につながると考えます。このため、本市を景観特性に従い8つのゾーンに区分し、「地域特性を生かした景観まちづくり」を展開します。



## ●自然と歴史の住宅地ゾーン

### 【特性】

「自然と歴史の住宅地ゾーン」は、国分・曾谷・大野などの台地と谷津、その裾野に広がる低地から構成されており、台地の縁辺部では斜面林が緑の縁取りを形づくっています。このような緑に加えて、屋敷林なども比較的多く、豊かな緑に包まれた住宅地がこのゾーンの大きな特徴となっています。また、国府台周辺には大学を中心とした文教エリアも広がっています。

台地上では古くから人々が生活し、農業も営まれていたため、貝塚や古墳など多くの遺跡があり、祠、石造物なども残されています。この地域は、道が入り組んでいたためか、道祖神、道標、地藏尊が多いことが特徴で、古くからの人々の暮らしを物語っています。

### 【景観要素】



#### 斜面林と樹林<国府台・曾谷など>

国分台・曾谷台・大柏台などの台地と入り組んだ谷津が複雑な地形をつくり、斜面林とまとまった樹林が残されており、住宅地に緑のうるおいを与えています。また、斜面林はまちなかを走る道路や鉄道からの印象的な眺めとして、市全体のイメージを形づくっている景観上の大切な要素となっています。



#### 歴史を語る資源<下総国府跡・曾谷貝塚など>

古代の暮らしや文化を物語る貝塚や古墳をはじめ、下総国府跡や国分寺、城跡など、歴史的な遺跡が多く残されています。また、地域の成り立ちや人々の暮らしなど歴史を標す寺社や祠・石造物なども点在しています。



#### 緑に恵まれた住宅地

斜面林や寺社林が身近に存在していることに加え、住宅の敷地内にも屋敷林や樹木が比較的多く、住宅地は緑に恵まれています。また、真間川沿いから国府台、国分にかけての台地上は風致地区に指定されており、緑の多い住宅地として親しまれています。



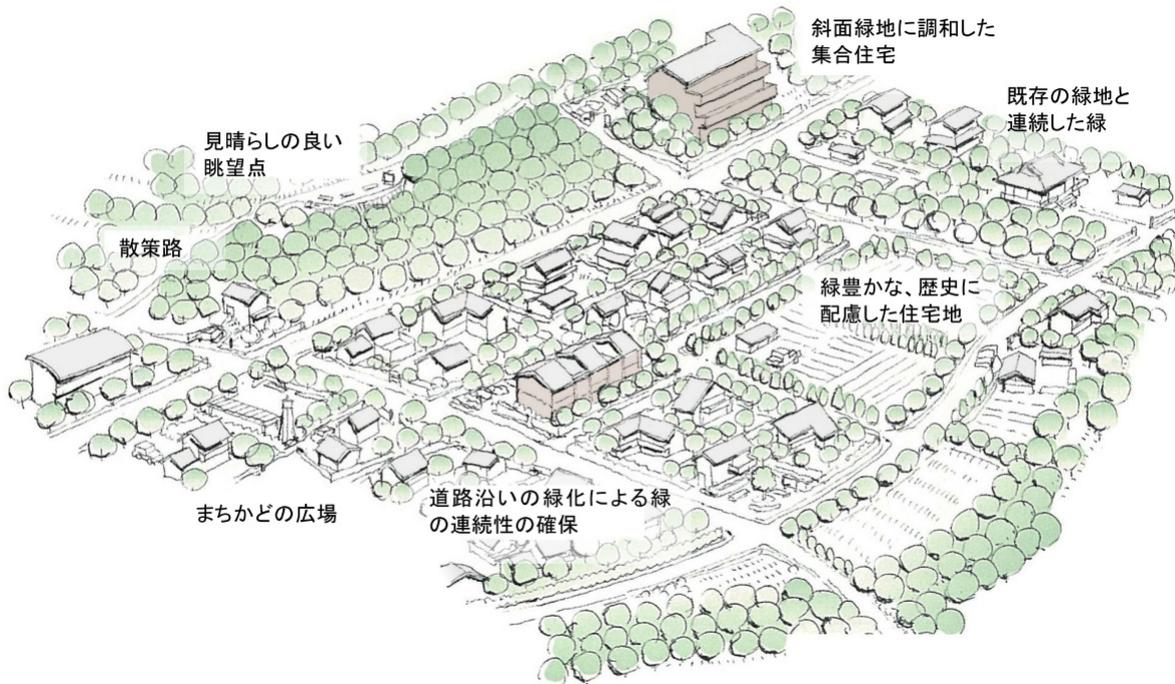
#### 印象的な眺望<里見公園や弘法寺などからの眺望など>

台地の先端や高台の公園からは、市街地、河川を望むことができ、天気の良い日には遠く富士山を見ることもできます。また、道路を見通す先に斜面林の緑が見えるなど良好な眺望を得ることができます。

## 【景観まちづくりの目標】

### 「緑にあふれたまち」を、みんなでつくり、育てましょう

地域の恵まれた緑をみんなで協力して守り、つくり、育てながら、ふれあいのある暮らしやすい住環境を育てていきます。



## 【取り組み事例】

中国分の一部地域では、本市で初めての景観協定として「中国分三丁目景観協定」が認可されるなど、住民・事業者主体の景観に配慮したまちづくりがおこなわれています。

出典：市川市景観計画

### 2.2.15 市川市スポーツに関するアンケート調査結果

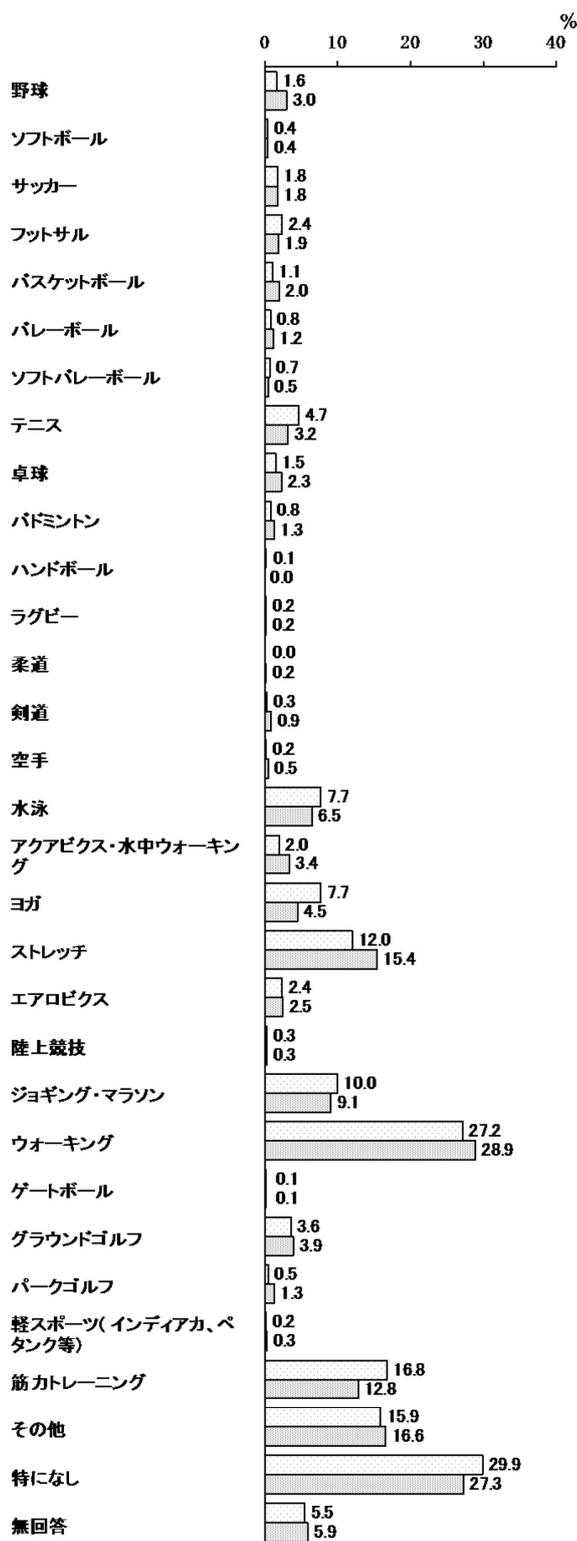
「市川市スポーツ振興計画」の見直しにあたって、社会情勢や環境の変化、市民のスポーツに関する意識や要望の多様化に対応し、市民の意見を十分に反映させた計画を策定するために行われた調査（H29年3月）である。

以下に国府台公園、スポーツ施設に関連する項目を抜粋した。

#### 問3 あなたは現在どのような運動・スポーツを行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

「特になし」の割合が29.9%と最も高く、次いで「ウォーキング」の割合が27.2%、「筋力トレーニング」の割合が16.8%となっています。

前回調査と比較すると、「ヨガ」「筋力トレーニング」がわずかですが高くなっています。

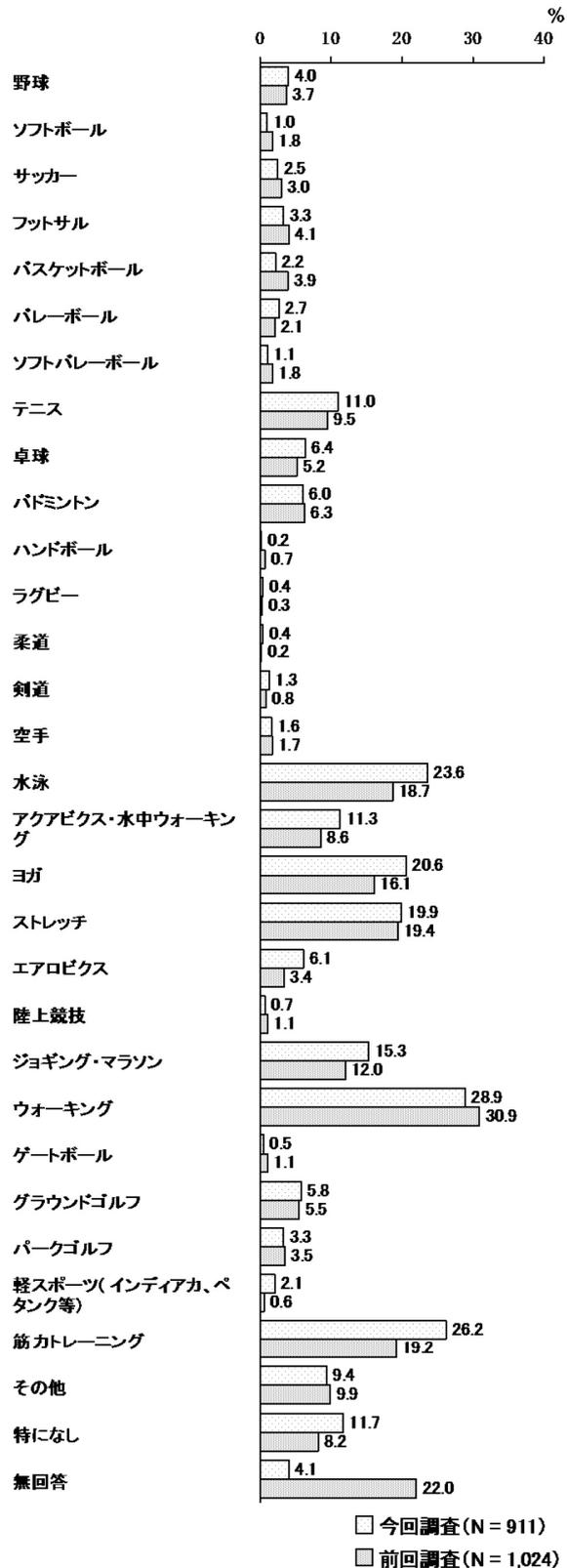


□ 今回調査(N=911)  
■ 前回調査(N=1,024)

問4 あなたは今後どのような運動・スポーツをしたいと思いませんか。  
(あてはまるものすべてに○)

「ウォーキング」の割合が28.9%と最も高く、次いで「筋力トレーニング」の割合が26.2%、「水泳」の割合が23.6%となっています。

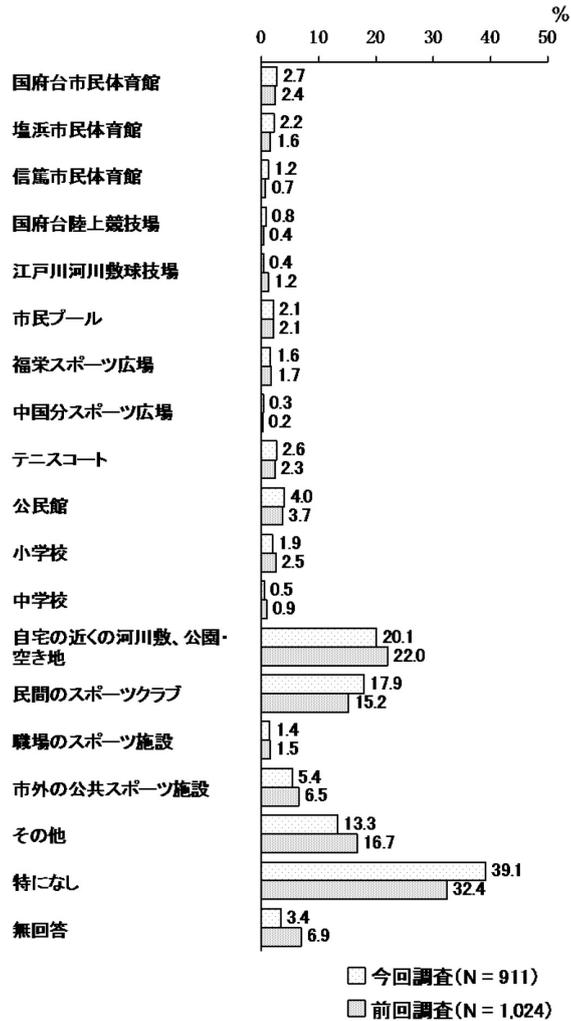
前回調査と比較すると、「筋力トレーニング」が7.0ポイント、「水泳」は4.9ポイント、「ヨガ」は4.5ポイント増加しています。



問8 あなたは普段どこで運動やスポーツをしていますか。(あてはまるものすべてに○)

「特になし」の割合が39.1%と最も高く、次いで「自宅の近くの河川敷、公園・空き地」の割合が20.1%、「民間のスポーツクラブ」の割合が17.9%となっています。

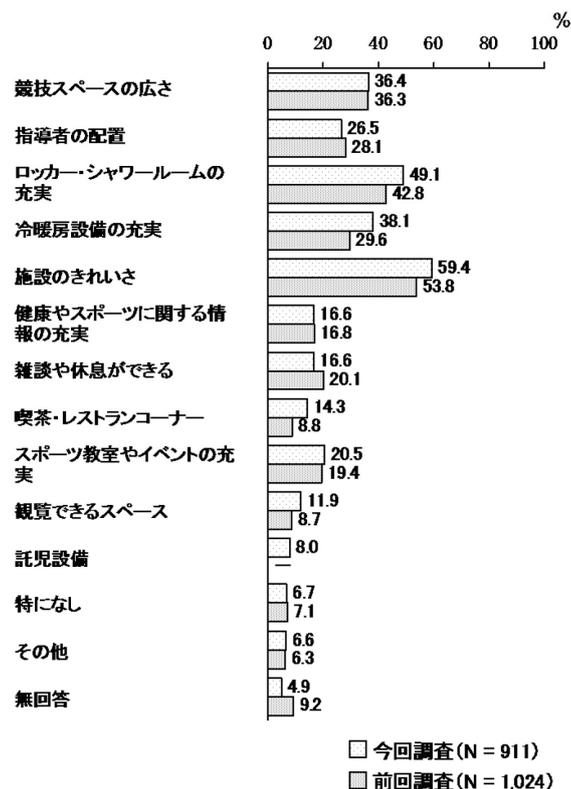
前回調査と比較すると、大きな差異はありません。



問11 あなたがスポーツ施設にとって重要だと思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「施設のきれいさ」の割合が59.4%と最も高く、次いで「ロッカー・シャワールームの充実」の割合が49.1%、「冷暖房設備の充実」の割合が38.1%となっています。

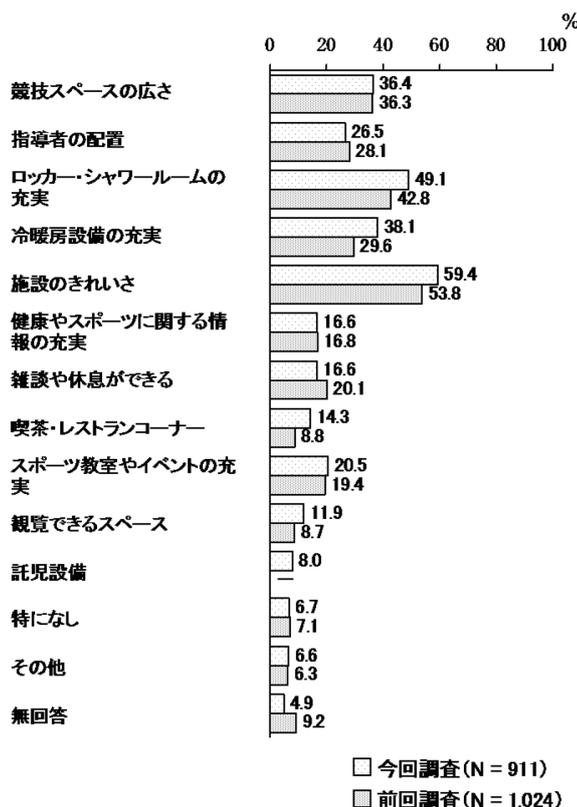
前回調査と比較すると、「ロッカー・シャワールームの充実」「冷暖房設備の充実」「施設のきれいさ」「喫茶・レストランコーナー」が高くなっています。



問11 あなたがスポーツ施設にとって重要だと思うものは何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

「施設のきれいさ」の割合が59.4%と最も高く、次いで「ロッカー・シャワールームの充実」の割合が49.1%、「冷暖房設備の充実」の割合が38.1%となっています。

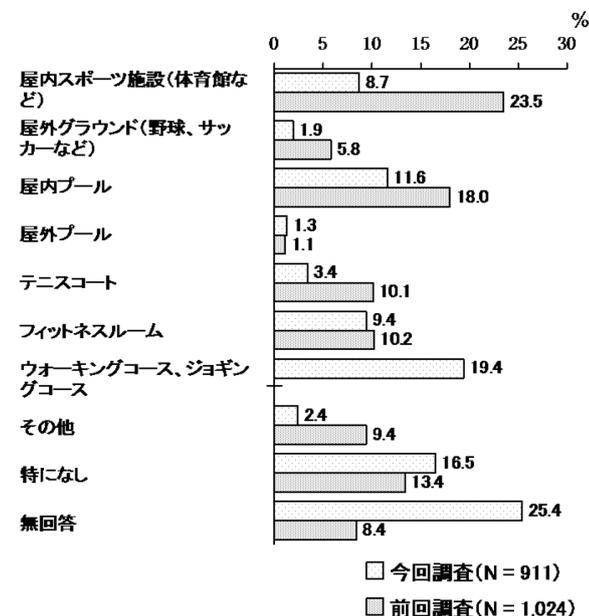
前回調査と比較すると、「ロッカー・シャワールームの充実」「冷暖房設備の充実」「施設のきれいさ」「喫茶・レストランコーナー」が高くなっています。



問13 今後、充実してほしいスポーツ施設はありますか。(ひとつに○)

「ウォーキングコース、ジョギングコース」の割合が19.4%と最も高く、次いで「特になし」の割合が16.5%、「屋内プール」の割合が11.6%となっています。

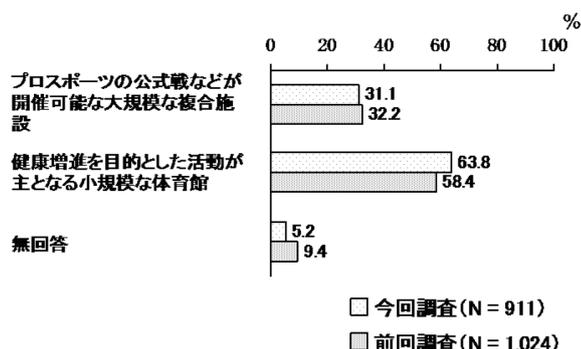
前回調査と比較すると、「屋内スポーツ施設(体育館など)」が14.8ポイント減少しています。



問 14 今後、市内に新しい体育館を設置する場合、どちらが望ましいと思いますか。  
(ひとつに○)

「健康増進を目的とした活動が主となる小規模な体育館」の割合が 63.8%、「プロスポーツの公式戦などが開催可能な大規模な複合施設」の割合が 31.1%となっています。

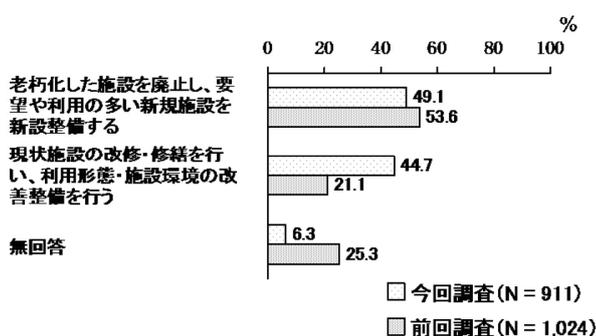
前回調査と比較すると、「健康増進を目的とした活動が主となる小規模な体育館」が 5.4 ポイント増加しています。



問 16 今後、スポーツ施設の整備について、どちらが望ましいと思いますか。(ひとつに○)

「老朽化した施設を廃止し、要望や利用の多い新規施設を新設整備する」の割合が 49.1%、「現状施設の改修・修繕を行い、利用形態・施設環境の改善整備を行う」の割合が 44.7%となっています。

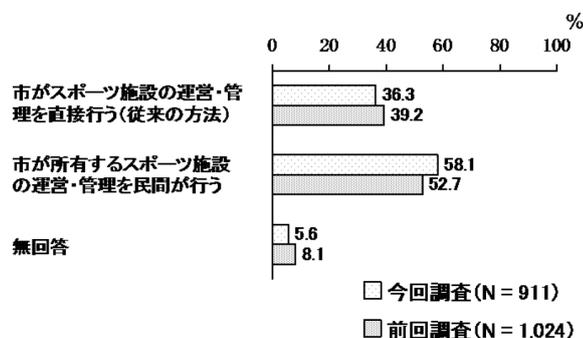
前回調査と比較すると、「現状施設の改修・修繕を行い、利用形態・施設環境の改善整備を行う」が 23.6 ポイント増加しています。



問 17 今後、スポーツ施設を管理する方法として、どちらが望ましいと思いますか。  
(ひとつに○)

「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」の割合が 58.1%、「市がスポーツ施設の運営・管理を直接行う(従来の方法)」の割合が 36.3%となっています。

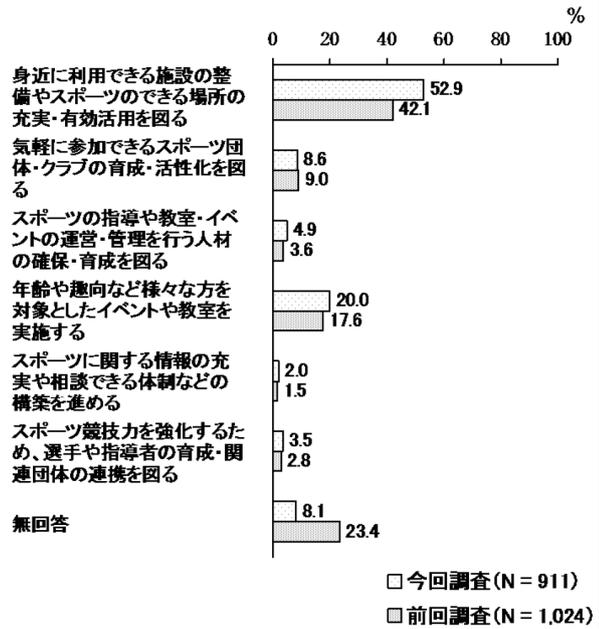
前回調査と比較すると、「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」が 5.4 ポイント増加しています。



問 18 今後のスポーツ行政について、何を求めますか。(ひとつに○)

「身近に利用できる施設の整備やスポーツのできる場所の充実・有効活用を図る」の割合が52.9%と最も高く、次いで「年齢や趣向など様々な方を対象としたイベントや教室を実施する」の割合が20.0%となっています。

前回調査と比較すると、「身近に利用できる施設の整備やスポーツのできる場所の充実・有効活用を図る」が10.8ポイント増加しています。



## 2.2.16 文化財

市川市は先土器時代から人が住み始め、江戸時代には江戸近郊の風光明媚な地として知られるなど、歴史的資源の多い土地である。

国府台公園内には、市指定の文化財「下総総社跡（しもうさそうじゃあと）」があり、計画検討にあたって考慮する必要がある。

### 【下総総社跡（しもうさそうじゃあと）】

大化の改新の詔によって、日本各地は60余カ国に分けて整備され、それぞれの国には国府（こくふ）と呼ばれる地方政治の中心が置かれました。下総国は現在の千葉県北部から茨城県西南部、および東京都、埼玉県の一部にあたります。下総の国府は現・市川市国府台（このだい）にありましたが、正確な所在地は定かではありません。

国を治める国守の任務の中に、国内にある神社を毎年巡拝して奉幣祭祀するというものがありました。これはなかなか大変な仕事のため、国府の近くに諸社のご神体を合祀し、巡拝を簡略化しました。この斎場が総社または六所神社であるとされています。

現在スポーツセンターのある場所が、下総国の総社（六所神社）があったところです。この一帯は東西約130メートル、南北約80メートルにわたって高く盛り上がり、大樹も多かったことから「六所の森」の名があり、六所神社跡から南に短冊形の地を府中（ふちゅう）と呼ばれていました。総社がいつごろ置かれたか定かではありませんが、周辺から平安時代初期までの竪穴住居跡が発見されており、平安初期以後であると考えられます。

明治19年、この地に陸軍練兵場ができたため、六所神社は須和田2丁目に移されています。



大ケヤキの下にある下総総社跡の碑

出典：市川市HP 文化財（市指定）－下総総社跡

## 2.3 現地調査



①西側入口看板及び公園案内



②西側緑地及び彫刻



③北側園路



④下総総社跡の大ケヤキ



⑤陸上競技場付近にある記念碑



⑥北側園路



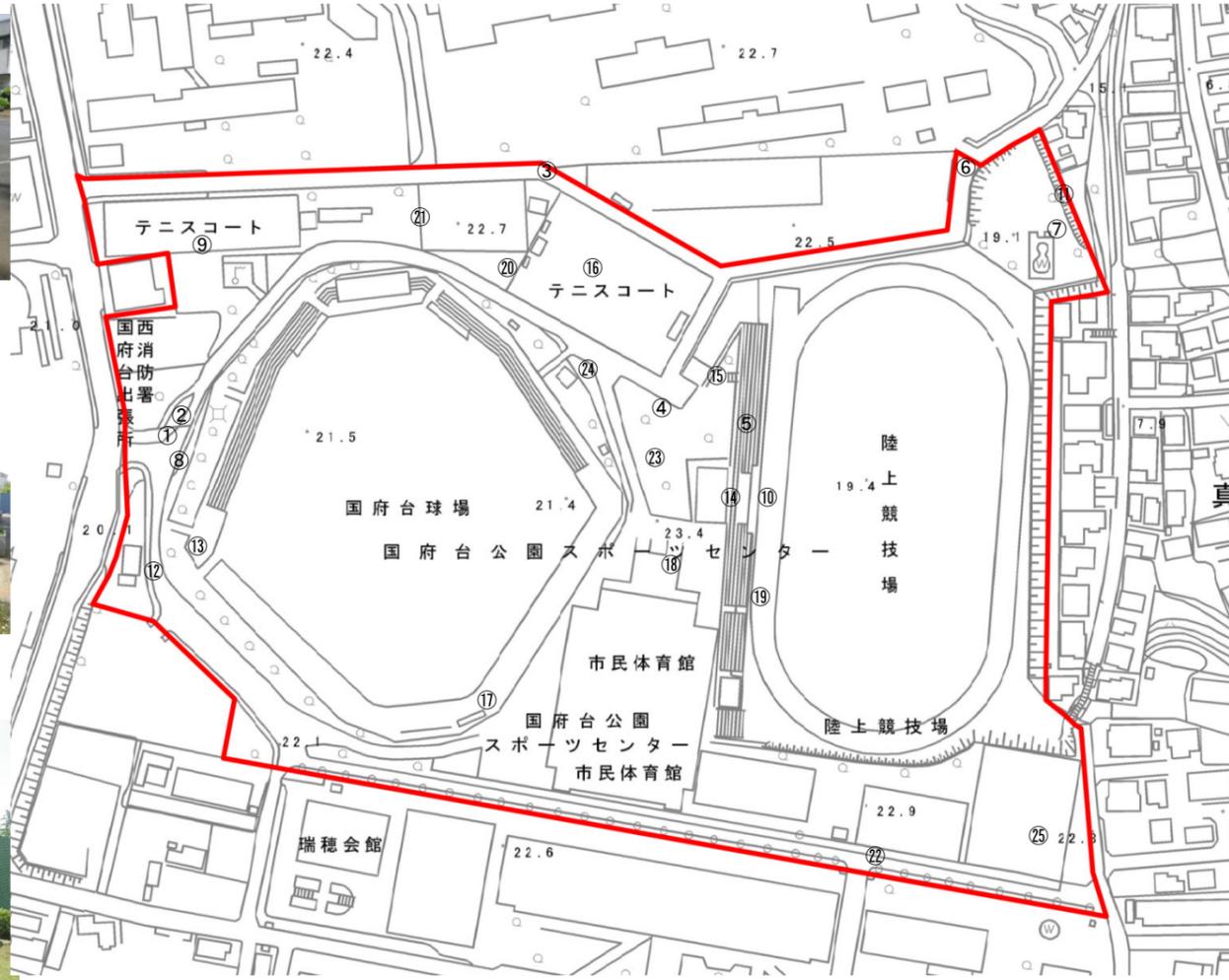
⑦北東側緑地部にあるミニプール



⑧西側入口部の広場



⑨北東側駐車場



⑩陸上競技場スタンド及び管理棟



⑪北東側緑地部にあるトイレ



⑫野球場西側倉庫



⑬野球場西側トイレ



⑭陸上競技場管理棟はスポーツガーデン国府台の事務所となっている



⑮陸上競技場入口



⑯広場兼臨時駐車場（旧テニスコート）



⑰野球場スコアボード



⑱体育館入口



⑲陸上競技場スタンド



⑳野球場北側休憩コーナー



㉑北側駐車場（旧テニスコート）



㉒南側通路



㉓体育館前オープンスペース



㉔野球場北東側トイレ



㉕南側テニスコート（閉鎖）



㉖西側緑地（遊具等あり）

## 2.4 自然・社会・人文・景観等の概況整理

### 2.4.1 立地特性

- ・市川市北部に位置し、江戸川に沿った下総台地の高台を中心とした地域である。
- ・地域の西端を江戸川が流れ、三丁目地内で坂川が合流している。
- ・江戸川・地域の西端を流れる河川。市境・都県境にもなっており、対岸は東京都となっている。
- ・坂川・地域の北西部を流れる河川。国府台三丁目において江戸川と合流している。



出典：国土交通省江戸川河川事務所 HP



平成 21 年 4 月 28 日撮影

出典：国土地理院

## 2.4.2 市川市の概況

- ・市川市は千葉県北西部に位置し、東西 8.2 km南北 13.4 kmでその面積は 56.39 k m<sup>2</sup>、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對している。
- ・都心から 20 キロメートル圏内にあり、文教・住宅都市として発展している。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、J R 総武線・京葉線・武蔵野線、京成線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っている。
- ・地形は、北部に標高 20 メートル前後の台地があるほかは、おおむね平坦である。北部は、大野・大町の台地を中心に梨栽培などの農業が盛んで、屋敷林や斜面林などの緑も多い。中央部は、古くからの住宅地が多く、京成線に沿った菅野、八幡の一带には市の木であるクロマツが点在し、市の代表的景観を形成している。南部は、埋め立てによってできた部分が多く、高度成長期以降東西線開業を機にマンションなどの高層住宅が発達した。東京湾に面した臨海部には、湾岸道路を中心に物流の拠点や工業地帯が広がっている。

出典：データにみる市川市の都市基盤（概要）

- ・昭和 9 年の市制施行当時、約 4.1 万人であった人口は、昭和 24 年に 10 万人に達した。その後、首都近郊の住宅都市として、特に昭和 30 年代後半から急増し、昭和 53 年まで年間約 1 万人の増加が続きました。昭和 54 年以降は、年間 6 千～8 千人と鈍化傾向を示し、平成 20 年には、約 47.3 万人となっている。
- ・本市の DID（人口集中地域）の推移をみると、昭和 45 年には市域面積に対する割合が 40.7%、市域人口に対する割合が 87.7%だったものが、平成 27 年には、それぞれの割合が 84.2%、97.8%を占め、面積、人口とも増加している。（出典：市川市 HP 市川市の概要）
- ・人口：486,517 人（男性 246,967 人 女性 239,550 人）、世帯数 242,287 戸  
（平成 30 年 4 月 30 日現在）（出典：市川市住民基本台帳人口）
- ・第 1 次産業 4.0%、第 2 次産業 25.0%、第 3 次産業 71.0%

出典：平成 27 年国勢調査

## 【気象】

最近 5 年間（平成 24 年から 28 年まで）の年間平均気温は、15.9℃で、月別の最低平均気温は 1 月の 5.9℃、最高平均気温は 8 月の 27.2℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は 1,296.7 mm で秋に多く、冬に少ない傾向である。

月別気象概要（統計機関：平成 28 年度）

要素	平均気温（℃）			降水量 （mm）	降雪 （cm）	風速 （m/s）
	平均	最高	最低	合計	合計	平均
1 月	5.9	10.7	2.9	62.5	///	2.2
2 月	6.9	17.7	3.9	49.0	///	2.6
3 月	9.8	15.3	4.3	103.5	///	2.5
4 月	15.1	19.3	9.9	89.0	///	3.3
5 月	19.8	23.6	16.4	105.0	///	3.5
6 月	22.4	26.7	19.2	150.0	///	2.7
7 月	25.4	28.5	21.3	102.0	///	2.5
8 月	27.2	32.6	22.3	259.0	///	3.2
9 月	24.4	28.5	19.2	227.5	///	2.3
10 月	18.7	26.3	11.6	69.5	///	2.1
11 月	10.5	15.5	7.9	111.0	///	2.3
12 月	8.8	14.4	3.8	55.5	///	2.5
年	16.3	27.2	5.9	115.5	///	2.6

月別気象概要（統計機関：平成 24 年～平成 28 年度）

要素	平均気温（℃）			降水量 （mm）	降雪 （cm）	風速 （m/s）
	平均	最高	最低	合計	合計	平均
H24	15.3	20.0	10.7	1,218.5	///	3.1
H25	16.1	21.2	11.3	1,078.5	///	3.2
H26	15.6	20.8	10.6	1,399.5	///	2.8
H27	16.2	21.2	11.0	1,403.5	///	2.7
H28	16.3	27.2	5.9	1,383.5	///	2.6
平均	15.8	20.8	10.9	1,275.0	///	3.0

出典：市川市 HP 1. 土地・気象

### 2.4.3 歴史背景

#### 【歴史】

国府台・中国分地区は下総台地の西端にあたり、国分台と呼ばれる台地と谷津が入りくんだ、複雑な地形となっています。台地とその縁辺部には、権現原遺跡（先土器時代）・堀之内貝塚（縄文時代）・小塚山遺跡（弥生時代）などが残され、古くから人々の生活の舞台であったことがうかがわれます。また、東京低地に臨む地理的要地であったことから、律令時代に下総国府・下総国分寺・国分尼寺が置かれ、下総の国の政治と文化の拠点となりました。これにともない、台地や谷津に畑作や稲作を営む農耕集落が形成されました。中世からは軍事的要衝としての性格が強まり、北条氏と里見氏が覇権を争った国府台合戦（1538年・1564年）の舞台ともなっています。これは大河に臨み、江戸を一望できるこの地の重要性を物語る逸話であり、総寧寺の移転も軍事的意味合いのあったものと推察されます。近世には江戸近郊の風光明媚の地として知られ、国府台や江戸川が浮世絵などにも描かれています。明治になり陸軍教導団が国府台に置かれると、地域は兵舎が建ち並ぶ軍隊のまちに変貌し、商業も発展し始めました。また総武鉄道、京成電鉄の開通と沿線の開発、関東大震災・東京空襲などの被災者の流入により、地域の人口は急増し、住宅地が形成され始めました。戦後、高度成長期に入ると市街地の拡大が始まり、軍跡地に文教施設群が出現するとともに、台地上での宅地開発が大規模に行われ、地域の様子は一変しました。この過程で一部の地形と斜面林は失われましたが、市内では緑の豊富な地であり、豊かな自然に囲まれた住宅・文教地区として、現在に至っています。

市川駅北口地区は市中心部に帯状に広がる「市川砂州」と真間川沿いに広がる低地、そして北部の台地（下総台地）で構成される地形となっています。この台地部では古代の遺跡や律令時代には下総の国府が置かれるなど政治と文化の中心地となっており、文人墨客も多く訪れたといえます。人々は台地上や台地沿いに集落を形成し、真間川沿いの低地で農耕生活を営んでいました。

近世に入ると市川の渡しが停船所として指定され、佐倉道（現在の国道14号）が参勤交代や成田山参拝への重要な街道となり、街道筋のまち並みがつくられ発展していきました。真間山弘法寺も紅葉の名所として知られ、大門通りも参道として賑わっていたと推察されます。

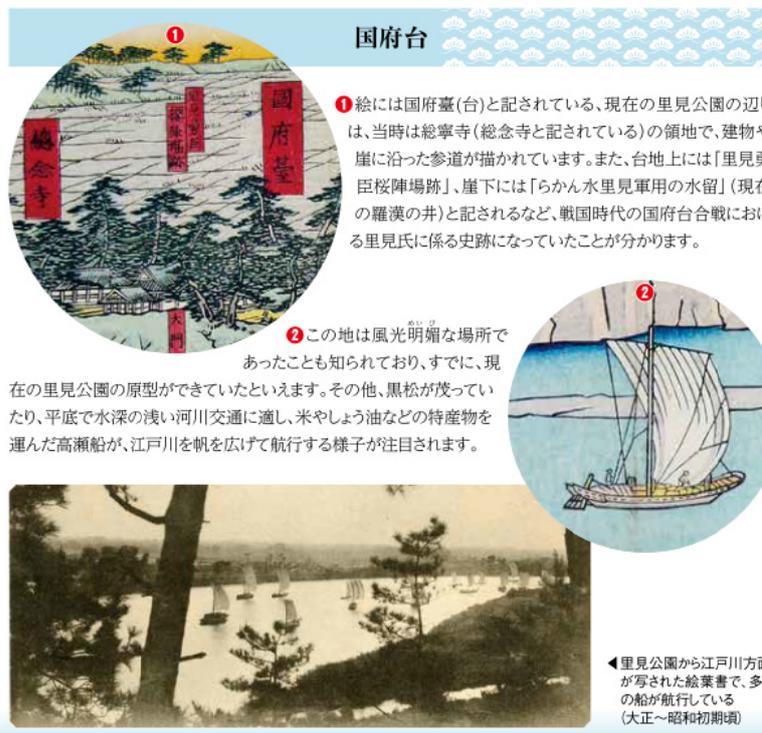
こうした街道的まち並みに大きな転機が訪れたのは明治のことで、国府台への陸軍教導団の移転を契機に、根本を中心とした商店街が形成されるようになり、さらには明治27年の総武鉄道、大正3年の国府台・真間駅の設置などの鉄道開通にともない、東京から移り住む人々が急増したことから、商業施設の立地や住宅が増加し、中心市街地へと発展していきました。

地区には、江戸川、真間川といった水辺や台地沿いにある斜面林などの自然的な資源と、台地上に残る寺社や遺跡などの歴史的な資源が多く残されています。また、千葉県玄関口となる市川駅を囲むように商業・業務施設が立地し、そこから延びる通り沿いの商店街には多くの人々の往来が見られ、駅を中心に商店街から住宅地へと繋がるまち並みがつくられています。さらに、後背地である国府台の台地上には文教施設が立地しています。

このように、市川駅北口地区は豊かな自然や歴史的な資源を背景に控え、そこへとつながるまち、あるいは地域の玄関口としての性格を持ち、様々な景観要素が重なり合うことが大きな特徴となっています。

出典：市川市景観基本計画

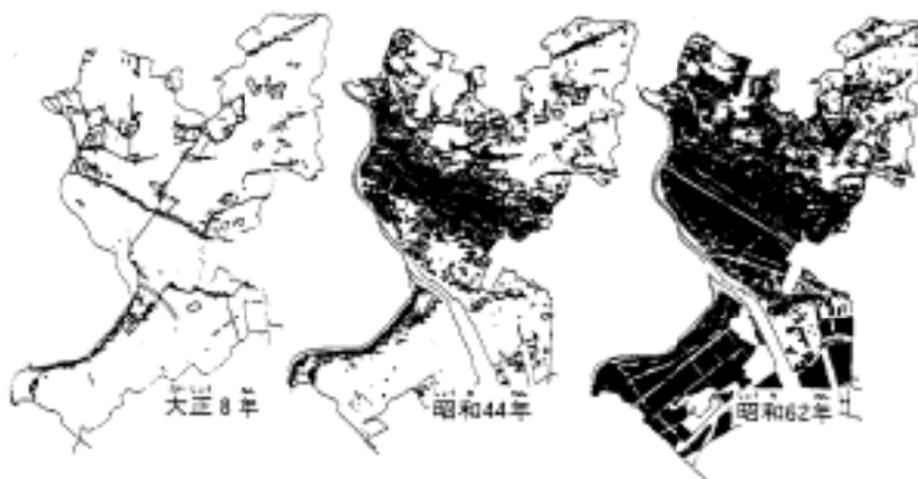
名にある利根川というのは江戸川にあたり、明治維新期の慶応4年（1868）に、浮世絵師の玉く齋貞秀が描いた作品です。江戸川の対岸上空から市川市域を俯瞰したように、左から、国府台・真・市川・八幡・行徳・南行徳の辺りを中心に、6枚続きの作品として描かれています。



出典：歴史博物館 開館 35 周年記念 浮世絵の世界と市川

本格的に市街化がはじまったのは、戦後昭和 35 年以降の急激な人口流入からです。

昭和 24 年に大柏村、昭和 30 年に行徳町、昭和 31 年には南行徳町と合併し市域も広がるとともに、臨海部の埋立地には大工場が進出し、駅周辺には商業・業務施設が集まり、南北の田園地帯でも宅地化が急激に進みました。行徳地区では、昭和 43 年の東西線の開通によって宅地化が進み、埋め立て事業の進展、水田地帯の土地区画整理事業などにより、旧江戸川沿いの古くからの市街地とともに、都会的な住宅地が広がっていきました。



住宅地の変遷

出典：第 1 章 市川の景観特性と課題

#### 2.4.4 地形特性

江戸川左岸圏域は、江戸川の左岸側に位置する南北に細長い圏域で、下総台地の水を集めて江戸川に流入する座生川、今上落、坂川、真間川、秣川の流域と、旧江戸川に流入する境川、堀江川、見明川の流域で構成されています。圏域の面積は約160km<sup>2</sup>で千葉県全面積の3%を占めています。

本圏域には、東葛飾・葛南地域に属する市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市の8市が位置しています。

江戸川左岸圏域内の一級河川は23河川あり、流域面積の合計は約160km<sup>2</sup>、指定区間(県知管理区間)延長は約88kmを有しています。このうち、坂川放水路は国が管理する直轄河川であり、

残りの22河川、延長約82kmを千葉県が管理しています。

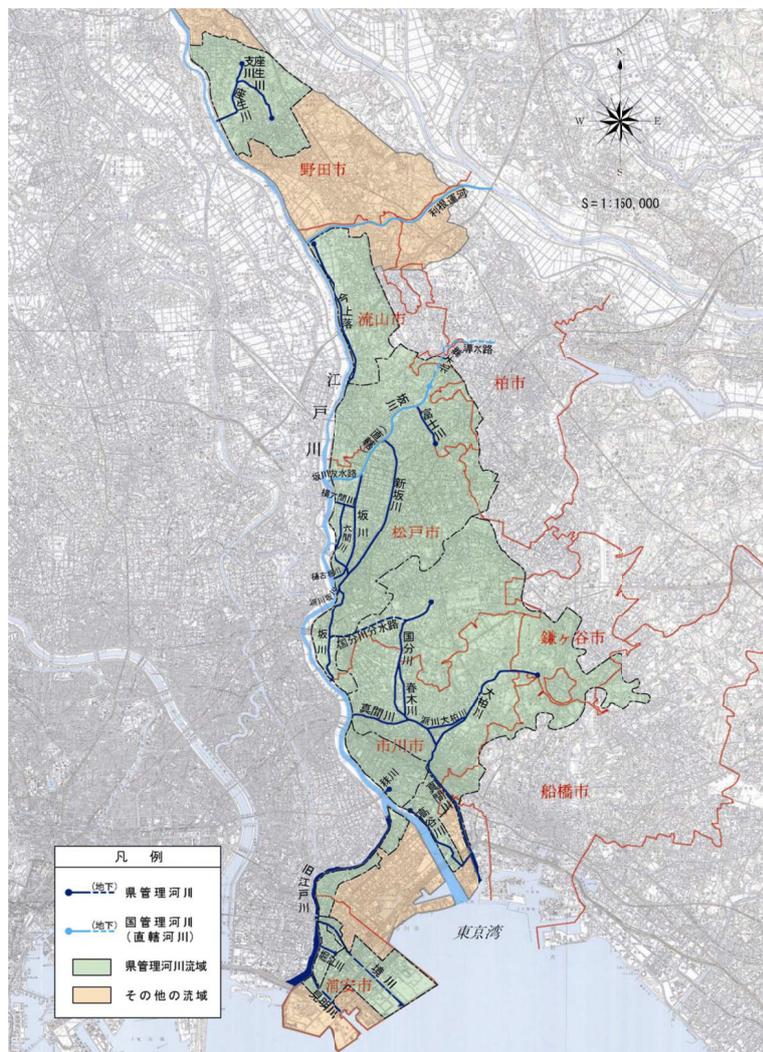


図 江戸川左岸圏域全体図

## 2.4.5 動植物

### 【動物】

真間川水系で確認された水生動物の種類数は、92種類でした。

その内、節足動物の昆虫類が35%(30種類)、魚類が27%(27種類)、節足動物の軟甲類(エビ・カニ類やヨコエビ類など)が11%(12種類)と全体の73%を占めていました。

貴重な水生生物としては、湧水に依存するホトケドジョウ、スナヤツメが挙げられます。

外来生物は、「特定外来生物」がウシガエル、カダヤシ、ブルーギルの3種類、「要注意外来生物」がミシシippアカミミガメ、タイリクバラタナゴ、アメリカザリガニ等の5種類であり、真間川水系の状況からは、他の河川等への広がりを防ぐことが課題になっています。

物理的環境のところで解説したとおり、各河川とも水生動物の移動支障となる河道内構造物がなく、海域からの連続性が保たれています。

このことは、魚類やエビ・カニ類の分布状況からも推測することができます。

一方、河川に流入する水路との連続性については、連続性が乏しいのが現状です。

出典：市川市河川遊水池等水生生物生態調査概要

### 【植物】

イノカシラフラスコモは、昭和32年(1957)に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻(しゃじくも)という水草の一種で、日本固有の植物です。藻全体の長さは20から30センチになりますが、主軸(茎)の直径は0.5から0.7ミリと大変細い植物です。

車軸藻の間は雌雄同株の多い中で、イノカシラフラスコモは雄株と雌株がそれぞれ別に存在すること(雌雄異株)が特徴です。

その後、生育が見られなくなり、絶滅したと長い間考えられていました。

ところが、昭和61年(1986)に市川市中国分のじゅん菜池緑地にあるジュンサイ育成池において、自生が確認され、唯一自然界で生育する場所となりました。

環境省のレッドリストでは、最も絶滅が危惧される「絶滅危惧1類」として記載され、「千葉県の上重要な野生生物ー千葉県レッドデータブックー植物編」においても「最重要・重要保護生物」として記載されています。

平成28年(2016)に、井の頭公園の井の頭池において、イノカシラフラスコモの発芽が約60年ぶりに確認されましたが、現在でも自生地は2箇所のみです。

出典：自然環境 絶滅危惧種イノカシラフラスコモの保護保全

## 2.4.6 文化・行祭事

### ア 文化財

#### 【国指定】

- ・立正安国論：文化財。法華経寺が所蔵する二つの国宝のうちの一つです。日蓮 48 歳の時の著で、鎌倉幕府の前執権・北条時頼に建白した『立正安国論』の控えの真筆です。厚手の楮紙（ちょし）を 36 枚継ぎ、縦 29 センチメートル、全長は 15.98 メートルにも及び、各紙片の端に枚数を記しています。
- ・観心本尊抄：文化財。文永 10 年（1273）佐渡に流された日蓮は、配所にあつて独自の教学を宣明しました。本書はその宗旨の教的内容を漢文で論述したもので、日蓮宗の根本聖典とされています。紙数は 17 枚で、厚手の楮紙（ちょし）に表裏にわたって書かれ、また 13 紙以下は寸法の異なる斐紙（ひし）に書いていることなど、流人生活の反映がうかがわれます。
- ・法華経寺 五重塔：重要文化財。阿弥光室が、父・光徳の 3 回忌と母・妙光の 5 回忌にあたる元和 8 年（1622）に、加賀藩主・前田利光の援助を受けて建てたもので、総高は 31.6 メートル。江戸時代初期の様式をとどめる県下唯一の五重塔です。落ち着いた和様の形式を持ち、各層の大きさは方三間、初層から四層まで軒二重繁垂木で、最上層の垂木だけを扇垂木としているところはこの時代の傾向を示しています。
- ・法華経寺 法華堂：重要文化財。寺伝によれば法華経寺開基である富木常忍が建立した建物といわれ、当時銭四貫文（よんかんもん）で建てられたと伝わることから四貫堂（しかんどう）とも呼ばれます。
- ・法華経寺 四足門：重要文化財。この門はかつて本院の入口に建っていましたが、もともとは鎌倉の愛染堂から文永年間（1264～1275）に移築したといわれます。四脚門とも呼ばれ、本柱（ほんばしら）のほか前後に楕円に作られた 4 本の控柱（ひかえばしら）があります。正面 1 間、屋根は切妻柿葺で、中央本柱間に両開きの扉をつけています。本柱と控柱を海老虹梁（えびこうりょう）という、湾曲した梁で結び、柱上の組物の形、配置法、柱下の礎盤（礎石）など、全体に唐様の様式が見られます。
- ・法華経寺 祖師堂：重要文化財。祖師堂は、宗祖日蓮聖人をお祀りするお堂で、最初は鎌倉時代の正中 2 年（1325）に上棟した小規模な五間堂でした。その後、焼失などのため幾度か再建があり、現在の祖師堂は江戸時代中期の延宝 6 年（1678）に上棟されたものです。  
昭和 62 年から始まった解体修理は、十年の歳月を費やして平成 9 年に完成。建立当時の姿に復元されました。
- ・絹本着色十六羅漢像：重要文化財。十六羅漢というのは、仏の命を受け、この世で正法を護る 16 人の悟りを得た修行者のことです。本像は 8 曲屏風一双で、画面はおのおの縦 87.5 センチメートル、横 48 センチメートルです。16 枚の羅漢像のうち 12 枚が原画で、第 1・2・5・10 の 4 枚は江戸時代に狩野派の伊川院と晴川院が補足したものです。
- ・絹本着色日蓮聖人像：重要文化財。日蓮が床上に座し、両手に経巻を開いて読誦している姿で、信者の間では「水鏡の御影」と呼ぶ画像です。縦 63.9 c m、横 38.2 c m、額面と肉身は胡粉の白色、肉線と衣文線は墨、頭部と髯の剃りあとは淡青色、唇には朱が施されており、法衣と袈裟は淡黄色です。大和絵の系統に立つ作品で鮮やかな色遣いはみごとです。床前には法華経 8 巻を並べた経机と花瓶を置いた卓があり、かたわらに磬が配されています。
- ・刀（無銘 伝兼永）：重要文化財。寸法は、身長 2 尺 4 寸 7 分（74.8 センチメートル）、反 8 分（2.4 センチメートル）、元幅 9 分 6 厘（2.9 センチメートル）、鋒長 1 寸（3 センチメートル）、茎

長 5 寸 8 分 (17.6 センチメートル)。造りは刃の幅が広い鑄造り (しのぎづくり) で、棟が山型になった庵棟 (いおりむね) というものです。

- ・日蓮自筆遺文：重要文化財。日蓮の自筆遺文は、入寂後一周忌に収集されたものを「録内」、三周年忌に収集されたものを「録外」と呼んでいます。収集は室町時代から江戸時代初期にかけても行われ、さらに現在でも続けられています。
- ・堀之内貝塚貝塚：史跡。文化最盛期である縄文時代後期前半 (約 4000 年前) から貝塚文化衰退期の縄文時代晩期 (約 2500 年前) にかけて形成された遺跡です。貝層は東西に長く、長径 225 メートル、短径 120 メートルあり、北西部を屈曲部とした馬蹄形 (ばていけい) 貝塚です。
- ・姥山貝塚 この貝塚は、縄文時代中期から後期 (今から約 5000 年前から 3000 年前) に形成された、東西約 130 メートル、南北 120 メートルの馬蹄形貝塚です。堀之内貝塚と同様、ハマグリを主体としてアサリ、シオフキなど 30 種以上の貝が出土しています。
- ・下総国分寺跡：史跡。天平 13 年 (741) 聖武 (しょうむ) 天皇によって発せられた「国分寺建立の詔」により、「金光明四天王護国寺」として建立されました。下総国分寺跡は、その詔によって建立された下総国分僧寺の跡で、現在の国分寺とほぼ同じ場所にあり、奈良県の法隆寺と同じ配置 (法隆寺式伽藍配置) で、金堂・塔・講堂が建てられていました。
- ・下総国分尼寺跡：史跡。下総国分尼寺跡
- ・曾谷貝塚：史跡。東西 210 メートル、南北 240 メートルという大きな規模をもち、単独の馬蹄形貝塚としては日本でも最大級の広さがある貝塚です。緩やかに傾斜する台地上にあり、現在は住宅と畑、そして広場が広がっています。貝塚は窪んだ中央部の周囲に形成され、竪穴住居跡も窪地周辺の土手上の高まりから外側にかけて発見されていることから、集落としての大きな広がりを感じられます。
- ・千本公孫樹：天然記念物。葛飾八幡宮の本殿に向かって右手の瑞垣の中に、注連縄 (しめなわ) を張った神木として樹勢盛んに繁っています。「千本公孫樹」の名は、落雷によって地上 6 メートルのところで折れた太い幹を囲んで、多数の枝が根元から立ち上がっているためにつけられたものです。樹高 23 メートル、根回り 10.2 メートル、目通り幹囲 10.8 メートルで、根回りより目通り幹囲のほうが太くなっているのもこのイチョウの特徴です。枝は東側に 12.3 メートル、南側に 12 メートル張り出し、西側と北側は社殿に接するために伸びが抑えられています。



法華経寺 五重塔



堀之内貝塚公園



千本公孫樹

### 【地域の歴史的資産】

- ・中山法華経寺：中山参道地区は、法華経寺をはじめとする寺院群とその門前の商店街と住宅を中心とした歴史的資産と寺林などの豊かな緑を有する地区です。



出典：市川市 中山地区の景観まちづくり

鎌倉時代の高僧・日蓮聖人に関係した遺品がもっとも多く保存されている寺院です。「聖教殿（しようぎょうでん）」には、42にのぼる日蓮の遺文が大切に保管されています。他にも建造物や絵画など、市内の指定文化財のおおよそ4分の1があります。仁王門をくぐった参道の両脇には法華経寺ゆかりの寺も並び、春は桜の名所となります。



出典：市川市 中山法華経寺の文化財

## イ 行催事

祭り・行催事名称	開催月日	概要
新成人の集い	1月13日頃	市川市では、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますため、毎年「新成人の集い」を実施しています。運営・実施につきましては、実行委員会方式を採用し、新成人の意見をできる限り反映させ、自主的な「成人式」を目指しています。
外環道&道の駅オープンフィールド in いちかわ	3月4日頃	「外環道&道の駅オープンフィールド in いちかわ」は、東京外かく環状道路千葉区間の一部区間および道の駅いちかわの駐車場を一体的に開放し、様々なイベントを同時に開催。
いちかわ真間川堤桜まつり	3月24日頃～4月15日頃	桜ウィーク期間中にはお花見スペースとしての川床の設置や、夜桜を楽しめるライトアップが行われます。また、真間川を中心に市内各所に設置した「いちかわ桜スタンプラリー」で市川市内の桜の名所を巡ってみてください。
縄文体験フェスティバル in 堀之内貝塚 (予定)	3月31日頃	国指定史跡の堀之内貝塚と歴史情報の集積・発信基地としての市川考古・歴史博物館が、子どもから大人まで気軽に参加して楽しめる地域まつりを開催します。
文化イヤー《春の祭典》	5月5日、5月6日頃	全日警ホール（八幡市民会館）が開館したことを機に、これまで以上に市川の文化に親しんでいただくためのイベントです。
「江戸川・水フェスタ in いちかわ」	5月26日頃	「江戸川・水フェスタ in いちかわ」は貴重な河川空間である江戸川において水に親しみながら自然愛護の精神を育み、地域交流の輪を広げることを目的としています。
アイ・リンク スカイコンサート	6月10日頃	「神輿の町」妙典・行徳近隣の祭礼や地域行事などで伝統芸能の継承と地域貢献に努めている「妙典囃子保存会」と「本塩囃子保存会」によるお囃子（はやし）の演奏会。 当日はお囃子演奏に他、おかめ・ひょっとこ踊りの披露や、お囃子体験会も実施。
アイ・リンクタウン展望施設 ライトダウンイベント	6月15日～6月16日頃	地上150メートルからの夕景・夜景をより美しく楽しめるよう施設内の照明を落とします。また、三脚を使った写真撮影も期間内に限り可能です。
平和の折り鶴の募集	6月1日～6月29日頃	今年も広島・長崎で行われる平和記念式典へ送るため、平和の願いを込めた折り鶴を募集します。
市川市民納涼花火大会	8月4日、8月5日頃	市川市民納涼花火大会は今年で第34回を迎える、江戸川区との同時開催で行われる市川市のメインイベントの一つです。
文化イヤー《秋の祭典》	10月8日、10月9日頃	全日警ホール（八幡市民会館）が開館したことを機に、これまで以上に市川の文化に親しんでいただくためのイベントです。
鬼高さんしゃ祭	10月22日頃	ニッケコルトンプラザ、千葉県立現代産業科学館、メディアパーク市川鬼高の地に集う“さんしゃ”が心を込めて贈る、年に一度の感謝祭。
いちかわ市民まつり	11月3日頃	趣向を凝らした模擬店・PRブースなどが200以上並び、市民のみならず日頃の練習成果を存分に発揮する楽しいステージで市民まつりを盛り上げます。
市川市農水産まつり	12月16日頃	農業では地域ブランド「市川のなし」をはじめ、野菜ではネギやトマト、花ではシクラメンやポッド苗などを生産する農家が数多くいます。このような第一次産業をPRすることを目的として、市川市農産物等普及協議会では下記のとおり「市川市農水産まつり」を行います。



駅オープンフィールド



アイ・リンク スカイ



いちかわ市民まつり

出典：市川市 HP 文化・観光・国際情報（イベント）